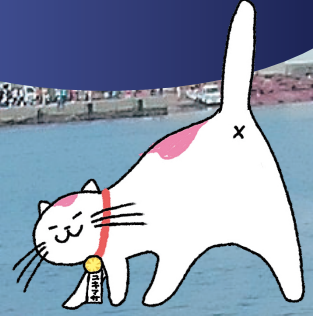




# 愛知

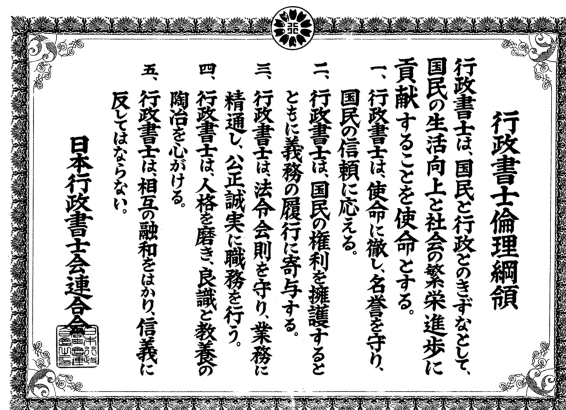


- 大学生のための資格業ガイダンス
- 第23回自由業フレッシュマン・フォーラム10'
- 平成29年度日本行政書士会連合会中部地方協議会総会



# 目次

対岸に身を置く	副会長 竹田 勲	1
大学生のための資格業ガイダンス (愛知学院)		2
大学生のための資格業ガイダンス (名城大学)		2
第23回自由業フレッシュマン・フォーラム10'		3
平成29年度 日本行政書士会連合会中部地方協議会総会		5
平成29年度 日本行政書士会連合会定時総会報告		6
平成29年度 第2回理事会		7
平成29年度 第3回理事会		7
国際・私法部関係官公署挨拶回り		8
第28回全国女性行政書士交流会IN宮城		9
名城君と学ぶ税法 第12回	名城大学法学部 教授 伊川 正樹	10
ハラスメントの問題性について	弁護士 後藤 潤一郎	13
ちょっと役立ち豆知識	中央支部 金 恩瑩	15
お知らせコーナー 会員名簿について (お知らせ)		17
農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請書の添付書類について (通知)		18
法定相続証明制度の開始に伴う関係通知の改正について (通知)		19
農業振興地域内農用地区域からの除外申出の受付停止について		22
ライブラリ研修動画一覧		23
ライブラリ研修申込書		25
業務相談会のお知らせ		26
業務相談会申込書		27
ゆるキャラグランプリ 2017		28
豊田支部主催 研修会のご案内		29
会員訪問記 (新城支部 支部長：鈴木 達也会員)	会報委員 矢澤 あや子	30
支部だより		31
事務局だより		42
会員の動向 新規登録入会者の紹介 他		45
コスモスあいちコーナー		52
あとがき		55



# 対岸に身を置く

副会長 竹田 勲

副会長として総務部と法人経営部を担当するようになり、この9月で早くも3か月が経過しました。

「10年先の行政書士発展のためにある、本日の会務」の気持ちで日々活動しながら、新鮮な慌ただしい日々を過ごしております。

また日本行政書士政治連盟愛知会の幹事長として、本会の活動と連携しながら様々な機会に、行政書士制度の意義を説き、ご理解、ご協力いただくための活動も行っています。

一見個別に思えるそれぞれの活動ですが、私の中では「本会与支部」、「本会与個々の会員」との的確かつ緊密な情報共有という「軸を通す」という目的で通底しています。本会執行部でしっかりと軸を通すことにより、対外的に強いメッセージや敏速で的確な情報の発信ができると思います。

行政書士が、市民と行政の「かけ橋」あるいは「橋渡し」として機能するためには、市民と行政の双方の考え方を理解し、それを作成する書面に反映させることが必要となってきます。

特に相手方の思考を理解するという点においては、日々同じ立場から同じ仕事を行うばかりではなく、

異なる立場に立つ機会を自分自身に対して積極的に設けていく事で、その理解力を伸ばす一助となるのではないのでしょうか。

つい数か月前まで中央支部の支部長として臨んでいた出来事と、本会副会長として臨む出来事は、単純な対比関係ではないものの、やはりより違う視野からの価値判断が求められるという違いがあります。

江戸時代の橋渡しが、川の対岸を行き来しながらお客を運ぶように、あえて対岸に身を置く事で、自らの“幅”も広がっていくのではないのでしょうか。

これは私自身に限った事ではなく、個々の会員の皆様も、様々なグループに属し、議論をし、役割を担いながら研鑽を積み重ねているのだと思います。

行政書士は様々な業務のなかで多様な役割を果たす機会を自分に与えてくれる魅力的な職業です。本会会務はどれをとっても気の抜けない重責ばかりではありますが、その負荷も行政書士業が自らに与えてくれる恩恵の一つと捉えております。

そんな事を考えながら、私自身の狭い“幅”を少しでも広げ、職責を全うできるよう、今日も会務に励んでいきたいと思っております。

## 大学生のための資格業 ガイダンス（愛知学院）

東三支部 袴田 崇

日 時 平成29年 6月 5日(月)

正午～午後 4時

場 所 愛知学院大学 名城公園キャンパス  
AGALSタワー 2階キャリアラウンジ前

出席者 本会

前広報部次長 山田 安政

前会報委員長 袴田 崇

前会報副委員長 鈴木 直美

他に公認会計士協会、司法書士会、社労士会、税理士会、土地家屋調査士会、不動産鑑定士協会、弁護士会、弁理士の8士業



名古屋自由業団体連絡協議会による愛知学院大学の『大学生のための資格業ガイダンス』が、6月5日月曜日に、名古屋城の東にある愛知学院大学名城公園キャンパスの一番高い建物であるアガルスタワーで開催されました。このアガルス（AGALS）とはAichi Gakuin Active Learning Studioの頭文字だそうです。この建物の2階のエスカレーターの前に各士業のブースを置く形で行いました。

資格業のガイダンスを行う我々は午前11時30分集合でした。そこで、先ず大学側からの挨拶がありました。

正午より質問したい学生へのガイダンスが始まりました。4年生や3年生の学生が多く、2年生は1名で、1年生は一人もいませんでした。結果的には、行政書士ブースへガイダンスを受けに来た学生は15名でした。

## 大学生のための資格業 ガイダンス（名城大学）

東三支部 袴田 崇

日 時 平成29年 6月14日(水)

午後 0時20分～ 3時20分

場 所 天白キャンパス  
共通講義棟北 1階

出席者 本会

広報部長 川村 浩史

前広報部次長 山田 安政

前会報委員長 袴田 崇

他に公認会計士協会、司法書士会、社労士会、税理士会、土地家屋調査士会、不動産鑑定士協会、弁護士会、弁理士の8士業



名城大学における名古屋自由業団体連絡協議会主催『大学生のための資格業ガイダンス』は同大学天白キャンパスにて6月14日水曜日に開催しました。行政書士試験の会場にも使う共通講義棟北1階の学生ホールで、行政書士のブースは各団体の一番西側の場所でした。

午後0時20分よりガイダンスが始まりました。講義の間の放課の時間に学生は大勢来ましたが、講義の時間と重なると学生数は一気に減りました。

学生たちは行政書士の業務とともに行政書士同士のつながりにも興味があるようでした。

行政書士ブースに来た4年生はおらず、逆に1年生が結構いました。6月初旬の愛知学院大学より年齢層が低い傾向があり、女子学生がかなり多く来ました。最終的には行政書士のガイダンスを受けに来た学生は17名でした。

## 第23回自由業フレッシュ マン・フォーラム10'

日 時 平成29年 6 月 7 日(水)  
午後 6 時30分～ 9 時  
場 所 名鉄グランドホテル11階「柏の間」  
次 第  
一、あいさつ  
一、乾 杯  
一、懇 談  
一、閉 会



### 第23回自由業フレッシュマン・ フォーラム10' に参加して

西北支部 杉浦 譲

日 時 平成29年 6 月 7 日(水)  
午後 6 時30分～ 9 時  
場 所 名鉄グランドホテル11階「柏の間」



諸先輩の皆様、はじめまして。平成28年4月に名古屋市区で開業いたしました杉浦譲と申します。この度、御指名により参加したフォーラムの報告をさせていただきます。

6月に開催された自由業フレッシュマン・フォー

ラム10'に参加させて頂きました。先輩に「フレッシュマン・フォーラムには行った方が良いよ」と言われておりましたので、行政書士会から案内のファックスが届き、すぐに申し込みをしました。

当日はあいにくの雨でしたが、会場の名鉄グランドホテルは各路線の名古屋駅から傘をささずに到着できる好立地でスムーズに到着できました。会場に着くと、士業ごとの受け付けがあり名札を受けとり指定されたテーブルに着きました。

テーブルには各士業が均等に分けられており、まずは同席の方と名刺交換をさせて頂きました。各会の代表の方の挨拶のあと、乾杯が行われ、一斉に交流と名刺交換の会となりました。

以前から、早朝に行われる異業種交流会やセミナーなどへ参加したことはあり、交流には慣れておりましたが、このフレッシュマン・フォーラムに参加された方々の名刺交換の積極性と早さには目を見張るものがありました。名刺を50枚持っていったのですが、途中で切らしてしまっただけです。

立食形式なので、飲み物も食事も取りに行くのですが、名刺交換と歓談におわれ、なかなか飲み食いが出来ない状態でした。名刺を切らしてしまっただけでもあり、約300名の参加者全員と名刺を交換してもお互いに覚えていないだろうということもあり、その後は、話の合う方と歓談をさせて頂きました。

同業の行政書士の方や普段から仕事が繋がっている司法書士の方とは「あるある話」や「こんなことあったんです話」で盛り上がり、弁護士の方からは修行の苦労話を聴き、社会保険労務士の方と税理士の方とも新たな交流が出来ました。

今まで経験してきた異業種交流会ですと、製造業やサービス業など、まさに異業種の方の比率が高く、その方の事業内容を聴き、自分が何で役に立てるかを考えながら話をするのですが、フレッシュマン・

フォーラムは参加者が士業ばかりで、ある意味同業です。お互いの業務内容もおおまかに知っていますので、それぞれの専門分野でどのように連携を取るかという事を考えた会話になりました。

後日、フレッシュマン・フォーラムで知り合った司法書士の方から事業計画系の紹介を頂き、そこで新たな顧客の広がりがありました。今までも仕事の依頼は知人・他士業の方からの紹介ばかりなので、あらためて、参加して良かったと実感しています。

## 第23回自由業フレッシュマン・フォーラム10'に参加して

豊田支部 石原 遙

日 時 平成29年 6月 7日(水)

午後 6時30分～9時

場 所 名鉄グランドホテル11階「柏の間」



去る平成29年 6月 7日にフレッシュマンフォーラムに参加致しました。

昨年 6月に行政書士登録をして一年が過ぎましたが、他士業の先生方との連携が欠かせない仕事も多く、幅広い人脈の重要性を痛感した一年でした。そこで、この機会に色々な先生方とお会いして人脈を広げたいと思い、参加致しました。

期待していた以上に、楽しくお話をしながら多くの先生方とご縁をいただくことができました。それに加えて、具体的な業務について意見を交わし、

隣接士業同士の連携の大切さを実感すると共に、行政書士ならではの強みが見えてきたことも大きな収穫でした。また、若手同士ならではの会話も多く、資格取得や独立の経緯、新しい業務を受けたときの悩みや対応の仕方などといった話題では今の自分を省みる機会にもなりました。

自分はどんな行政書士になれるだろうか、どうすればもっと頼りにしてもらえる人間になれるだろうかと悩んでいたところですが、この会に参加したことで多くの解決の糸口を得ることができ、近い未来の自分の姿をより具体的に描く切っ掛けとなりました。

最後になりましたが、このような機会を下さりました役員の方、事務局の皆さまに心より感謝申し上げます。

# 平成29年度 日本行政書士会 連合会中部地方協議会総会

愛知会理事 竹田 雅彦



6月9日(金)午後3時30分より富山県富山市の富山第一ホテルにおいて、日本行政書士会連合会中部地方協議会総会が開催されました。日行連の遠田和夫会長と愛知・岐阜・三重・福井・石川・富山の各単位会から会長・代議員・オブザーバーおよび事務局職員等61名が参加し、以下の議案が審議されました。

- 第1号議案 平成28年度事業概算報告の件
- 第2号議案 平成28年度決算報告承認の件
- 第3号議案 平成29年度事業計画(案)承認の件
- 第4号議案 平成29年度予算(案)承認の件
- 第5号議案 任期満了に伴う役員選任の件

第1号から第4号議案までそれぞれ賛否を問うたところ、全員異議なくこれを承認可決しました。

第5号議案については、当会からは山田高嗣前会長が中地協理事に選任されました。

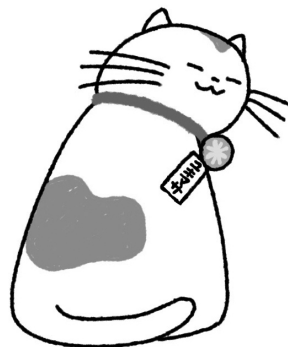
議案審議終了後は各単位会から意見・要望が提案され、意見交換会が行われました。

主な意見・要望は以下の通りです。

- 法定相続情報証明制度についての研修会を実施した単位会はあるか。あればどの講師に頼むか、どのような内容の研修をすべきか教えて欲しい(富山会)
- OSS共同運用システムへの利用申請について、各単位会ではどのくらいの事務所が利用申請している、あるいは利用申請しようとしているか(富山会)
- 甲種受託者との間で締結した出張封印取付作業代行実施契約に基づくナンバー交換作業において、2019年ラグビーワールドカップ記念ナンバー、2020年東京オリンピック記念ナンバー、ご当地ナンバーの交換作業の各単位会での実施状況はどうか(富山会)
- 行政書士による丁種封印受託を単位会が開始するには、運輸支局に封印取付委託申請を行い許可を受ける必要があるが、各単位会ではどのようなスケジュールで検討しているか(富山会)

意見交換会では、予定時間を超えて活発に議論され、有意義な総会となりました。

総会終了後、参加者全員での記念撮影に続き懇親会が開催され、各参加者が個別に意見交換し、親交を深めました。



# 平成29年度 日本行政書士会 連合会定時総会報告

日 時 平成29年 6月22日(木)  
午前10時45分～午後 4時30分  
平成29年 6月23日(金)  
午前 9時～ 9時30分  
場 所 シェラトン都ホテル東京



6月22日23日の両日、東京都港区白金台のシェラトン都ホテル東京において、日本行政書士会連合会（以下、「日行連」と略。）の定時総会が開催されました。

午前10時、総会に先立ち、総務大臣表彰の表彰状授与式が行われました。愛知会からは、鬼頭喜代志会員（名南支部）、山田安政会員（名古屋支部）、浅井洋和会員（豊田支部）、長瀬紀美子会員（尾北支部）の4名に授与されました。

続いて、会場内に

- ・行政書士制度 法改正によるさらなる制度発展
- ・法定延相続情報証明制度 行政書士こそメインプレイヤー
- ・所有者不明土地問題 お役に立ちます行政書士
- ・電子申請手続 行政書士の手により普及拡大をと書かれた4枚の大きなパネルが掲げられ、総会の雰囲気を盛り上げます。

定刻どおり、10時45分から総会が始まりました。代議員総数は232名、出席者231名です。議長には山梨会・岡伸会員、副議長には栃木会・毛塚勝行会員が選任され、審議に入りました。

第1号議案 平成28年度事業報告

第2号議案 平成28年度決算報告

両議案が一括して上程され、議案説明を省略、事前提出済の質問に執行部が答える方法で、審議が進行していきます。質問書に対する答弁がひと通り終わった後に、1分30秒以内の再質問が認められています。

議長の間い掛けに対し、「異議なし」の声と多数の「拍手」で以って、原案通り可決承認されました。

同様に、

第3号議案 平成29年度事業計画（案）

第4号議案 平成29年度予算（案）

両議案が一括上程、審議の後、承認されました。

任期満了に伴う、

第5号議案 役員の改選

では、会長選挙が実施され、現職日行連会長の遠田和夫氏と東京会会長・常住豊氏の二人が立候補されました。それぞれ5分間の演説の後、会場内に設けられた投票所で、投票に移りました。

代議員231名の投票が終わり、開票の結果、127票対104票で、遠田和夫会長が再任されました。

午後4時30分、総会1日目は会長選出を以って、閉会となりました。

総会2日目は、午前9時から再開され、副会長をはじめ、新役員が承認されました。愛知会からは、山田名誉会長が副会長に選出されています。平成29年度日行連の役員は次の通りです。

会長	遠田 和夫	(佐賀会)
副会長	縮 修二	(山形会)
	荒岡 克巳	(埼玉会)
	山田 高嗣	(愛知会)
	太田 光三郎	(京都会)
	光宗 五十六	(広島会)
	野田 昌利	(福岡会)

9時30分、山田副会長による閉会のことばで、定時総会のすべての日程が終了しました。

以上



## 平成29年度 第2回理事会

と き	平成29年 6月 5(月)
	午後 2 時
ところ	愛知県行政書士会館 3階 ABC会議室
出席者	正副会長 6人
	常務理事 9人
	理事 44人
	計 59人
	会長出席要請役員 3人

### 議 題

#### (1) 審議事項

- 第一号議案 日本行政書士会連合会中部地方協議会定時総会及び日本行政書士会連合会定時総会代議員の選任について
- 第二号議案 日本行政書士会連合会における理事候補者の推薦について
- 第三号議案 日本行政書士会連合会中部地方協議会における理事候補者の推薦について
- 第四号議案 顧問・相談役の委嘱について
- 第五号議案 愛知県行政書士会役員選出あり方検討特別委員会規則の廃止について
- 第六号議案 愛知県行政書士会会館機能あり方検討特別委員会規則の廃止について

原案通り可決承認された。

#### (2) 報告事項

- ① 副会長と常務理事の分掌について

#### (3) その他

- ① 理事の業務分掌について
- ② 「ADRセンター愛知」役員の変更に伴う協力依頼について
- ③ 日行連定時総会質問書について
- ④ 綱紀委員の選任について
- ⑤ 監察委員の選任について
- ⑥ 会報委員の選任について

## 平成29年度 第3回理事会

と き	平成29年 7月 3(月)
	午後 2 時26分
ところ	愛知県行政書士会館 3階 ABC会議室
出席者	正副会長 6人
	常務理事 10人
	理事 47人
	計 63人
	会長出席要請役員 4人

### 議 題

#### (1) 審議事項

- 第一号議案 理事の業務分掌及び委員の委嘱について
- 第二号議案 綱紀委員の委嘱について
- 第三号議案 会報委員の委嘱について
- 第四号議案 苦情対応委員の委嘱について
- 第五号議案 行政書士ADRセンター愛知 運営委員の委嘱について
- 第六号議案 会計顧問の設置について
- 第七号議案 平成29・30年度 封印管理委員会の構成員について

原案通り可決承認された。

#### (2) 報告事項

- ① 入国管理局届出済行政書士管理委員会委員の委嘱について
- ② 監察委員の委嘱について
- ③ 暴力団等排除対策協議会委員の委嘱について
- ④ 日本行政書士会連合会中部地方協議会定時総会報告
- ⑤ 日本行政書士会連合会定時総会報告

#### (3) その他

- ① 行政書士試験監督員等について
- ② 相談役について
- ③ 役員選出方法見直しへの取組みについて

## 国際・私法部 関係官公署挨拶回り

日時 平成29年6月16日(金)  
午前10時～午後5時

訪問先 中華人民共和国駐名古屋総領事館  
趙大為副総領事  
愛知県産業労働部中小企業金融課  
藤原主任主査  
愛知県政策企画局企画課  
水野課長  
名古屋ペルー総領事館  
アントニオ ミランダ総領事  
名古屋ブラジル総領事館  
ファビオ ルイス ロペス デ マガ  
リャンイス副領事  
駐名古屋大韓民国総領事館  
姜賢一総領事秘書官  
日本貿易振興機構 (JETRO)  
吉川所長代理  
名古屋国際センター  
松本専務理事・事務局長  
稲葉広報情報課長  
名古屋入国管理局  
西村総務課長

訪問者 副会長 仙石 秀久  
国際・私法部長 小柳津 えみ  
広報部長 川村 浩史  
前副会長 西川 剛史  
前国際・私法部長 権田 泰一



中華人民共和国駐名古屋総領事館 趙大為副総領事



名古屋ブラジル総領事館  
ファビオ ルイス ロペス デ マガリャンイス副領事



名古屋ペルー総領事館 アントニオ ミランダ総領事

国際・私法部の役員交代の挨拶と広報活動を兼ねて、上記の関係官公署へご挨拶に伺いました。各国領事館では多方面に渡るいろいろなお話ができ、たいへん有意義な時間を持つことができました。愛知県中小企業金融課と企画課では、愛知県国家戦略特区の特例措置について、本会としても積極的に協力していくことをお伝えしました。またJETROと名古屋国際センターでは引き続きの協力体制の確認をし、名古屋入国管理局では意見交換会等の継続開催についてのお願いをしました。各官公署とは今後も良好な関係を維持発展させていきたいと思っております。

## 第28回全国女性行政書士 交流会IN宮城

知多支部 大江 靖子

日 時 平成29年 7月 9日(日)～10日(月)

場 所 松島センチュリーホテル  
(宮城県宮城郡松島町)

主 催 第28回全国女性行政書士交流会実行委員会  
(岩手・宮城・福島会共催)

参加者 105名(内、愛知会 6名)



梅雨の合間ではあるものの“もうすっかり夏”のような日差しの降り注ぐ中、今回は、「日本三景」の一つである松島にて全国女性行政書士交流会が開催されました。

1日目、第1部の研修会は、『戸籍が無いという現実～今、資格者にできること』というテーマで、宮城県仙台市出身の、無戸籍問題など法の挟間で苦しむ人々の支援を行っている井戸まさえ氏による講演が行われました。日本での無戸籍者数は法務省発表では700人あまりということですが、実数は把握されておらず、少なくとも1万人はいると言われています。ネグレクトやDV、現代の現状に全く追いついていない法の壁に阻まれて無戸籍となってしまった人々の現実是非常に過酷です。

しかし無国籍であっても、医療・就学等の社会保障を受けることは本来可能であり、各方面の専門家のアドバイスや支援が必要不可欠です。無戸籍の問題をまず広く社会に理解してもらうための広報活動、近年ではSNSによる情報発信、情報交換も重要な役割を担っています。

第2部の「震災への想い」と題したスライド上映では、映し出される被災地の写真を見て胸がつかまりました。私たちは、大変な苦難の道りを振り返りながら、スライドを作成してくださった実行委員の

皆さんの想いを、しっかりと受け止めていかななくてはならない、と痛感しました。

その後の懇親会では、恒例の各单位会からのメッセージのあと、「仙台すずめ踊り」が披露されました。踊りのコツを伝授していただいた後、最後は会場が一体とならずめ踊りを全員で踊りました。

2日目のオプションツアーは、「復旧・復興途上の被災地を語り部と歩くコース」「日本三景松島を堪能する観光コース」に分かれて行われました。

被災地巡りコースを選んだ会員の話では、被災地にて、当日の様子を語り部の方から聞き、生死を分けた体験談に涙が止まらなかったということです。各々でんでんばらばらに一人で高台へ逃げるという意味の「津波でんでんこ」。今では全国の人が知っているこの教訓の大切さをあらためて、教えていただいたそうです。

観光コースでは、まず、遊覧船で松島湾内を観光しました。ガイドさんの東北訛りも耳に心地よく、大小さまざまな島からなる絶景を楽しみました。その後、伊達政宗ゆかりの名所である五大堂、観瀾亭、瑞巖寺を徒歩で巡り、最後は名庭園・円通院の「雲外」で伊達懐石料理を堪能しました。

こうして、また来年の再会を約束して、あっという間の2日間は終わりました。

次回は、『全国女性行政書士交流会inあいち』。いよいよ、この愛知県、名古屋市を舞台に下記のとおり開催されます。

### 記

日 時 平成30年 9月28日(金)～29日(土)  
会 場 名古屋マリオットアソシアホテル  
宿泊ホテル 名古屋JRゲートタワーホテル

一日目 9月28日(金) 記念講演・研修会・懇親会

二日目 9月29日(土) オプション観光ツアー

たくさんの方のご参加、ご協力を、何卒よろしく  
お願いいたします。

# 名城君と学ぶ税法 第12回 (最終回)

## 「税」とは何か

名城大学法学部 教授 伊川 正樹

### 登場人物

名城(なしろ): 行政書士を目指して勉強している法学研究科の大学院生。光田事務所でアルバイトをしている。

光田所長: 行政書士光田事務所を開業して36年のベテラン。税法にも詳しい。

西尾: 光田事務所の女性職員。入社して半年が過ぎ、仕事にも事務所の雰囲気にも慣れてきた。

白木: 以前、光田事務所に勤務していた元職員。現在、税理士試験を受験中。

### 社員旅行の費用補助

光田 よし、今年の夏は社員旅行をしようか！みんな、どこか行きたいところはあるか！？

西尾 私は連れて行ってもらえるならどこでもいいですが、ディズニーランドに行きたいです！

名城 社員旅行って、アルバイトの僕でも連れて行ってもらえるんですか？

光田 うちの社員も少ないし、名城君もよく働いてくれているからいいぞ。

名城 やった！じゃあ、僕は温泉がいいです。

西尾 温泉もいいですね～。

光田 海外がいいとか言うんじゃないかと思っていたが、二人とも控えめだな。

名城 社員旅行の費用って、全額所長が出してくれるんですか？もしそうなら、ハワイに行きたいな～。

光田 さすがに全額補助というわけにはいかないから、多少は自己負担をしてもらおうぞ。

名城 じゃあ僕はお金がないから、近場でもいいです。

西尾 社員旅行に補助を出してもらえるんですね！私は良い事務所に就職できて良かったです～。

光田 社員旅行の目的は、社員の慰労と勤労意欲の向上を図ることだ。補助額は、従業員に対する福利厚生費として事務所の経費になるから、うちだけじゃなくて社員旅行の補助を出している会社は多いぞ。

名城 なんだ～、経費で落とせるのなら、全額補助でハワイに行きましょうよ。

光田 ばかもん！社員旅行の補助を福利厚生費として経費控除できるのは、一定金額までだ。それに、補助を受けた従業員の側も、一定範囲までは非課税扱いだが、それを超えると給与所得として課税されるんだぞ！「FRINGE・ベネフィット」を知らないのか！？

名城 そうでした、FRINGE・ベネフィット。付加給付でしたね。

光田 FRINGE・ベネフィットのポイントは何だ？

名城 雇用主が従業員に対して、給与以外に付加的に給付する利益ということですね。雇用契約を結ぶ以上、労務提供の対価としては給与の支払いが義務づけられますが(民法623条)、それ以外に従業員の福利厚生を目的として、付加的に提供される給付のことですね。

西尾 私は「FRINGE」と聞くと、「FRINGEスカート」をイメージしちゃうんですけど。

光田 その場合は「ふさ」という意味になるが、本体に付加されるという意味は共通している。

西尾 所長はファッションにも詳しいんですね～。

光田 さっき言ったように、FRINGE・ベネフィットは、利益を受ける従業員にとっては本来、給与となるものだが、福利厚生目的で、かつ、少額であることなど、一定範囲のものについては課税しなくてよいという扱いになっている。

名城 だから金額が多くなったりすると、給与所得として課税されるということなんですね。ということは、FRINGE・ベネフィットも、労務提供の対価の一部といえるわけですね。

光田 そうだ。だから、社員旅行には連れて行ってやるが、その分、これからはもしっかり働いてくれよ！

### 「税」の性質

西尾 では、社員旅行の概要が決まったらお知らせしますね。それから、参加費の自己負担分も金額が決まったら、遅れずに私まで払ってくださいね。

名城 参加費の徴収はせめてバイトの給料日以後にしてもらえないですかね…。僕、お金がないので…。

光田 まあ、それくらいは大目に見てあげよう。給与から源泉徴収すると労働法的に問題があるからやらないけど、きちんと払ってくれよ。

名城 源泉徴収とか強制徴収とか、やめてくださいよ。税金じゃないんだから。

光田 名城君、「参加費」と「税」はどう違うんだ？

名城 突然、何ですか、所長。え～っと、参加費は旅行に行くための対価ですよ。税金も行政サービスを受けるための対価ではないのですか？

西尾 「税金は社会の会費」って言いますもんね。

光田 では、国や地方公共団体からサービスを受ける対価として税金を払っているのだとすると、納税していない人は行政サービスを受けることができないということになるな。名城君は年収を130万円以内に抑えているので、住民税は別として、君自身は所得税は課されていないな。

西尾 そうすると、名城さんは国からサービスを受けることができないんですか！かわいそう。

光田 さらに逆のことを言えば、多額の税金を払っている納税者は、国等に対して多くのサービスをしてくれと請求できることになるな。

名城 「たくさん税金を納めたから、自分の家の前に道路を引け」なんて言えるということですか？それは困りますね。

西尾 大金持ちなら、「自分の家の前に滑走路を造れ」なんて言いそうですね。

光田 もう一つ例を出さず。国等から多くのサービスの提供を受けた人に対して、その利益に応じて税を支払え、ということが言えそうだが、どうだろう？

名城 もし僕がたくさんサービスを受けて、たくさん税金を払えと言われても困りますね。そんなに払えるだけのお金がないから。

光田 税をサービスを受ける「対価」としてとらえると、問題があるわけだ。だから、税の基本的な性質は対価ではないこと、つまり「非対価性」だ。

西尾 なるほど～。税金と参加費は違うわけですね。

名城 でも、国や地方公共団体は独自の財源を持たないから、その活動資金は税金で賄われているのです。だとすると、税と行政サービスは結びついているようにも思えるのですが。

光田 それは、税の「公益性」という性質だ。国や地方公共団体という税を課す側を課税主体というが、課税主体はその活動資金に充てるために税を徴収する。課税主体の活動は公共の利益のためのものだ。

だが、それと「非対価性」とは別の話だ。

名城 そうか。支払った税金は公益目的に使われるけど、それは対価ではないので、受けるサービス（＝受益）と支払った税額（＝負担）とは釣り合いをとることが予定されていないということですね。

光田 そういうことだ。

西尾 物を買ってお金を払うのが「対価」ですね。買って得たものと払うお金は釣り合っていますものね。払ったお金に対して得る利益が大きいと、コスト・パフォーマンスがいいので「お値打ち」になってうれしいんですよね。

### 応能負担と応益負担

名城 いくら税金を払えばよいかということは、受けた利益の量ではなく、どれくらい税金を払うことができるかという「担税力」を基準に考えるということですね。

光田 それが「応能負担原則」だ。憲法14条の平等原則の表れで、所得が多いとか、資産を保有しているとか、担税力が高い者に負担を求め、その税収を使って社会保障等の給付に充てることで、「富の再分配」を行うというわけだ。

名城 応能負担原則ですか。いいですね～。僕みたいな貧乏学生は担税力が低いから、所長のようなお金持ちに税金を払ってくださいということですよ。それは理に適っている。憲法に由来する原則だということも頷けますね。

光田 課税の公平や富の再分配機能を前提に考えれば、応能負担原則の方が適切ということになる。ただし、行政サービスの受益に応じて税を負担すべきとする「応益負担」という考え方もあるんだ。

西尾 特別なサービスを受けたことが明らかであれば、それなりの負担をしてもらうのが公平ですよ。

名城 でも、行政サービスを受けた量なんて、どうやって測るんですか？

光田 正確な測定は不可能だから、量的にはなく課税の根拠として理解されている。「応益原則」が当てはまるのは地方税の場合だが、その市町村が道路などの公共施設の整備などを提供することで、保有する固定資産の価値が維持ないし増加していると考えられるので、市町村税として固定資産税が課されているんだ。

名城 固定資産の所有者は、市町村から何らかの利益を受けているから、一定の税を払え、というのが「応益負担」という考え方なんですね。それをより正確にしようとすると、「受益と負担の均衡」とか「対

価」になるということですね。ようやく整理できました。

光田 地方公共団体の場合には、利益と税負担との関係がとらえやすいから、地方税には「応益原則」が適合すると言われている。でも、住民税の所得割は所得額に応じて負担するしくみになっているから、「応能負担」の考え方も採用されているんだ。

名城 国の場合には、受益と負担との関係はちょっと遠いですからね。「応益負担」でとらえるのは難しいですね。

西尾 「公平な税負担」と言っても、いろんな考え方があるのですね～。

白木 実際の税制は、さまざまな要因を組み合わせで構築されているのよ。

名城 白木さんじゃないですか！どうしたんですか？

白木 税理士試験が終わって一段落したので、久しぶりに事務所の様子を見に来たのよ。名城君、相変

わらずのようね。所長、お久しぶりです。今年の試験は手ごたえがあったので、数年後には全科目合格ができそうです。

光田 白木さん、がんばっているようだな。ちょうどよかった。来月、社員旅行に行くことになったのだが、白木さんも行くか？

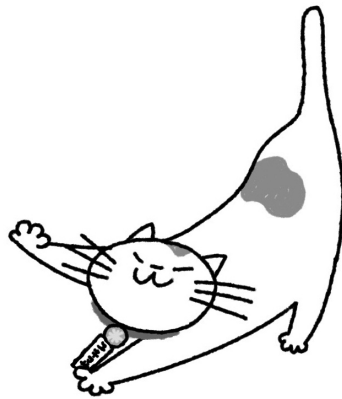
白木 私もいいんですか？参加してもよいのであれば、そうさせていただきたいです。

名城 ただし、参加費は全額負担してもらいますよ。「フリンジ・ベネフィット」は、雇用関係にある従業員の福利厚生が目的ですからね。

白木 それくらい知ってるわよ、名城君。対価としての参加費はちゃんと払うわよ。

西尾 白木さんが残してくださった資料のおかげで、滞りなく業務ができています。

白木 よかったわ。税の世界は奥が深いのよ。名城君、もっと勉強してね。



# ハラスメントの問題性について

弁護士 後藤 潤一郎

## 登場人物の紹介

榑崎弁護士（男性）

吉田行政書士（女性）

それぞれ高校時代の同級生同士という設定です。因みに投稿者は榑崎弁護士ということになりますが、サッカー好きなのでJ2の名古屋グランパスが早くJ1に復帰して欲しいと願っているためGK榑崎正剛選手の氏を借用しました。吉田行政書士は、名古屋の誇る吉田沙保里選手にちなんで吉田の氏を借用しました。どちらも投稿者の脳の中での内的会話であり、特定人ではありません。

前号の続き

ではハラスメントの対処はどうすれば良いのか？

吉田：それじゃあ、次にはハラスメントの訴えがあったときにどうすれば良いのかを話して貰おうか？先の例で、この院生が大学（院）にアカハラとセクハラで訴え出たとしてみましょうよ。

普通、大学では学内にそういう訴えを受け付ける委員会などが設置されているから、その委員会の立場で考えてみてよ。

榑崎：まず法的な枠組みから言うと、ハラスメントが刑法上、例えば名誉毀損罪とか侮辱罪、暴行罪や傷害罪などに間擬されればその手続きでの個人責任の糾明、また民事的に違法として不法行為に基づく損害賠償請求という手続きが取られれば、民事責任の追及という手続き論になります。これらの手続きでは、基本的に個人責任の追及ということを目的としますので、「証拠裁判主義」が通用しますから、ハラスメントの証拠があるのかどうか、という議論が中心になります。実際、法律家としてはこの領域の専門家なのですが、話は裁判論になってしまうので、今回は割愛しますね。

それではハラスメントに関して国は刑法や民

法以外に何も用意していないのでしょうか？刑法という法律の中にあるわけではありませんが、ストーカー行為禁止法とか軽犯罪法の中には、ハラスメントの延長のかたちの違法行為の形態について犯罪として処罰したり、警察が行為中止を命じるなどの規制をしている場合もありますよ。もちろんストレートに対応する法律もあります。それは「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇に関する法律」という法律で、略して「均等法」と言われるものです。その法11条で、厚生労働大臣が職場における性的な言動に起因する問題に関して（事業主に対して）雇用管理上講ずべき措置の指針を定めています。この指針によって、事業主には①セクハラ防止方針の明確化と周知・啓発、②相談に応じ適切対処をするために必要な体制整備、③そして適切な対応をすることなどに対応する適切な措置を講じることが定められているんだよね。色々なハラスメントの中でまずセクシャルハラスメントの防止が掲げられていることに注目して貰いたいですね。民事裁判もセクハラの裁判例がハラスメントの牽引役になって来ているわけで、セクハラが法的に把握しやすい構造があったということだろうね。

吉田：実際に榑崎君が法律相談などで経験するのは、どんな相談が多いの？

榑崎：労働相談では、解雇されたとか、残業代を払ってくれないとか、が勿論多いのですが、私の実感としては、殆どの場合にパワハラなどが随伴していると感じています。肝心の解雇理由についてお聞きしたいのに「上司のパワハラ」を強調して解雇理由よりも、解雇というかたちで厄介払いされたということに憤りがある、というかたちですかね？そのことを法的な賠償請求の対象にしようと思うと、なかなか証拠がスッキリしないことも多いので、私は普通には解雇理由の不存在を主張する上で、解雇に至る経過の不合理性という媒介項に位置づけるように整理することが多いです。

吉田：分かったわ。では話を進めましょう。先ほど

の院生からの訴えを受けて大学のセクハラ委員会で取り上げるとすると、どういうふうになるのかな？

榎崎：まず、院生からの事情聴取から始まるでしょう。気を付けて欲しいことは、このような委員会のメンバーには、出来れば学外者の中立的な第三者として弁護士を加えて欲しいと思いますが、ヒアリングする側が訴えた人を評価してはいけない、ということです。不用意な発言が、第二次セクハラを誘発する危険性も出て来るからです。「それはあなたもいかなのではないか。」などと意見を加えては、全く委員会の趣旨に反します。遡って考えますと、そもそもこの委員会のメンバーはどのような人達になるのでしょうか？セクハラの有無を調査する委員会なので女性の委員が必ずいて欲しいと思うよね。

学内の委員会なので、極力訴えた人の事情をきめ細かく聞き取る必要があります。研究の障がいにかかわる事情も、できれば聞き取りたいと思います。院生がアルバイトしながら研究を続けているとすると、バイト先の環境が悪くて（人手不足など）恒常的に働かざるをえない環境にあるのかも知れないよね。そうなるともむしろバイト生活の改善などが院生が研究生生活をつづけるうえで決定的なこともあるかも知れないし、次の教授へのヒアリングの際に、有効な対策を立てることに繋がるかも知れないよね。

そこで教授からのヒアリングということになるよね。適切な解決に向けた措置として位置づけられるのだから、以後このようなことが起きないようにするにはどうしたら良いかが重要であって、責任追及を主とする場ではないことに留意して行うべきでしょう。

まず事実の確認。訴えられた事実関係について事実なのかどうか、を調べますね。事実だとしたらどうしてそういう言動になったかを聞き取ります。事実だとした場合、往々にして「つい」とか「思いあまって」とかの総括的謝罪に終わらせてはいけないと思います。ハラスメントの本質は「殊更」ないし「濫用」にあるので、何故「ついそうになったか」が核心部分になるわけ。このようなケースだと教授側としては院生の研究姿勢の怠慢を強く訴えるのだと想定されますので、委員会として掴んだ事情として、例えば院生がいわゆる「ブラックバイト」のため

に日常生活もままならない実態にあることを伝えれば、教授の側でも落としどころが分かるのではないだろうか？

吉田：でもねえ。そんなに単純にならないのじゃないかなあ？私は榎崎君はちょっと人間関係について単純とか幼稚な発想に立っているように思ってしまうのだけど・・・

榎崎：そうかな。でも院生が生活に困窮して研究が進まないということを出発点にして、教授の側には、それが「夜遊びなど重ねている」という迂闊な推測に結びついて、それこそ「つい」余分な言動に至ってしまった、というケースであれば、教授もほかの院生などの「彼女は生活が乱れている」などの無責任な風評？に乗っかって濫用的な気持ちになってしまったことを恥じるだろうし、寧ろ、それならば院生がブラックバイトから脱却出来るように協力することなどの発想も出てこようというものではないかな。

吉田：なるほどね。でも教授が院生に対して別にもっと違う邪心を持っていたとしたら、そうはならないわね？

榎崎：そういう場合なら、まさにセクハラ委員会としては教授にキッチリお灸を据えないといかんでしょうね！その院生の指導教授を外すとか、学内の規定に照らして、まさに処分を決めなければいけないでしょう。

恐らく、そこまで行くケースだとすれば、学内で問題は終わらないでしょうね。

吉田：どうなるのかな？

榎崎：院生にしてみたら、教授個人に対して不法行為による損害賠償請求を裁判で訴えることが考えられる（場合によれば大学自体をも訴えることもあり得る）し、教授も学内処分を裁判で争う、ということになる可能性もありますね。でもあなたとお話しすることによって、随分講義のイメージというか、目的がスッキリしてきたよ。ありがとう。そしてお疲れ様でした。



# ちょっと役立ち豆知識

## 外国人と民法～⑥「離婚・・・その4」

中央支部 金 恩 瑩

### ■戸籍届出「不受理申出」制度

外国人からの相談の中には、一時的に帰国している間や別居中などに日本人配偶者から勝手に離婚届を提出されてしまい、後になって自分が既に離婚されていることを知るケースがあります。

特に、その外国人が日本人との婚姻を根拠として在留資格を有している場合は、その後の日本での在留に大きな影響を受けてしまいます。

日本の協議離婚制度は、夫婦の双方に離婚する意思があることが離婚の要件になっていますので、このような夫婦一方の離婚意思を欠く離婚は、その効力はありませんが、離婚届の受理においては、勝手に出された離婚届であっても、夫婦双方の署名・捺印などの形式的要件を備えていれば問題なく受理されて離婚が成立します。

勝手に出された離婚届が無効であると判明しても、役場が一旦受理をして戸籍上の離婚が成立してしまった後は、その戸籍の記載を元の状態に戻すには離婚無効調停や離婚無効訴訟等の家庭裁判所の手続きを経る必要があります。

このように、夫婦一方の離婚意思を欠く離婚届を役場で受理されるのを回避する方法として、離婚届の不受理申出制度があります。これは、相手から離婚届が役場へ提出されても受理を欲しないという意思表示です。事前に不受理申出を役場へ提出しておけば、知らないうちに離婚届を出されても受理されるのを回避することができます。

提出先は、本籍地の役場又は所在地の役場からでもすることができます。

以前は離婚届不受理申出の効力の認められる期限は、受理されてから6ヵ月という制限がありました。現在は有効期限の制限が無くなり、取り下げをしない限り有効です。

### ◆不受理申出制度（戸籍法第27条の2項）

不受理申出制度は、本人の意思に基づかない届出が受理されることを防止するための制度です。

#### ○対象となる届出

認知届、養子縁組届、協議離縁届、婚姻届、協議離婚届

#### ○申出ができる人

- ・ 認知届・・・認知者（父）
- ・ 養子縁組届・協議離縁届・・・養親および養子（養子が15歳未満のときは法定代理人）
- ・ 婚姻届・協議離婚届・・・夫および妻

#### ○不受理申出地

申出人の本籍地または所在地（住所地）

※申出人本人が、直接提出しなければなりません。（郵送による提出は不可）

#### ○必要なもの

- ・ 不受理申出書（役場備付）

#### ○不受理申出の有効期間

申出をした時から有効です。（取り下げまで）

### ■「離婚無効調停」と「離婚無効訴訟」

離婚届の不受理申出をする前に、既に離婚届を提出され受理されてしまった場合には、離婚の効力を無効にして、戸籍の記載を訂正することになります。

日本の協議離婚の成立要件である夫婦双方の離婚意思を欠く離婚届には効力はありません。しかし、既に戸籍上離婚となっている記載を訂正するには「離婚無効調停」と「離婚無効訴訟」を経なければなりません。

#### (1) 離婚無効調停

相手の住所地の家庭裁判所又は合意地の家庭裁判所に離婚無効調停を申し立てます。

申立人は離婚した夫又は妻です。

調停で当事者双方が離婚の無効に合意すると、家

家庭裁判所は職権で調査した上で、合意に相応する離婚無効の審判を行います。合意に相応する審判が確定すると、家庭裁判所から当事者の本籍地の役場へ通知されます。

## (2) 離婚無効訴訟

離婚無効調停において合意に至らない場合には、離婚無効訴訟を行います。

訴訟を提起するのは、相手の住所地の家庭裁判所です。

裁判では離婚届が提出された状況が主に審理されます。

調停及び離婚無効の判決のみでは戸籍の記載は訂正されないため、必ず役場において戸籍訂正手続きをする必要があります。これにより戸籍上の離婚記載が訂正され、婚姻関係が復活します。

## ■参考：平成20年4月7日民一第1000号民事局長通達

戸籍法及び戸籍法施行規則の一部改正に伴う戸籍事務の取扱いについて（一部抜粋）

### 第6 不受理申出（法第27条の2第3項から第5項まで）

何人も、その本籍地の市区町村長に対し、あらかじめ、法務省令で定める方法により、自己を届出事件の本人とする縁組等の届出がされた場合であっても、自ら窓口に出頭して届け出たことを確認することができない限り、届出を受理しないよう申出をすること（以下「不受理申出」という。）ができることとされた。

なお、この法務省令で定める方法は、平成20年改正省令では、不受理申出をする者が自ら市区町村の窓口に出頭して、自己を特定するために必要な事項を明らかにする方法とされていたが、平成22年改正省令では、不受理申出をする者が自ら市区町村の窓口に出頭して、所定の事項を記載した申出書を提出するとともに、出頭した者が当該不受理申出をした者であることを明らかにする方法を原則とし、やむを得ない事由により自ら出頭することができない場合には、所定の事項を記載した公正証書を提出する方法その他の方法により当該不受理申出をする者が本人であることを明らかにすることを条件として、申出書を送付する方法を例外的に認めることとされ

た（規則第53条の4第1項から第4項まで）。

また、市区町村長は、不受理申出がされた縁組等の届出があった場合には、窓口に出頭した者に対し、その者を特定するために必要な事項を確認するために資料の提供又は説明を求める方法により、当該不受理申出をした者が窓口に出頭して届け出たことを確認し、その確認をすることができなかつたときは、当該届出を受理することができないこととされた。この場合においては、市区町村長は、遅滞なく、当該不受理申出をした者に対し、その戸籍の附票又は住民票上の現住所に、転送不要の郵便物又は信書便物として送付する方法により、当該届出があったことを通知しなければならないこととされた（規則第53条の5において準用する規則第53条の3）。

さらに、不受理申出をした者は、いつでも、不受理申出と同様の方法により、当該不受理申出を取り下げることができることとされた（規則第53条の4第5項、同条第6項において準用する同条第1項から第4項まで）。

不受理申出については、次のとおり取り扱うものとする。

#### 1 不受理申出の方法及び内容等

- (1) 不受理申出は、当該不受理申出をする者が自ら本籍地又は非本籍地の市区町村の窓口に出頭してしなければならないこととされた（規則第53条の4第1項）。
- (2) 不受理申出は、当該不受理申出をしようとする者の本籍地の市区町村長をあて先とする次の事項を記載した書面（以下「不受理申出書」という。）を提出する方法により行うこととされた（法第27条の2第3項、規則第53条の4第2項）。

（省略）

#### 6 不受理申出の取下げ

- (1) 不受理申出の取下げは、当該不受理申出をした者が自ら本籍地又は非本籍地の市区町村の窓口に出頭してしなければならないこととされた（規則第53条の4第6項において準用する同条第1項）。
- (2) 不受理申出の取下げは、当該不受理申出をした者の本籍地の市区町村長をあて先とする次の事項を記載した書面（以下「不受理申出取下書」という。）を提出する方法により行うこととされた（規則第53条の3第6項において準用する同条第2項）。

# お知らせコーナー

## 重要

会報9月号

### 会員名簿について（お知らせ）

愛知県行政書士会 総務部

#### 1 本会ホームページでの掲載について

本会では、各種情報を会員の皆様に利用していただけるようホームページに掲載し、その活用を推奨してきているところです。

会員名簿につきましても、平成29年度より従来の冊子配付からホームページでの掲載に変更することとなりました。

- (1) 掲載日 平成29年9月1日（予定）
- (2) 掲載場所 本会ホームページ 会員ページ内

#### 2 冊子の配付について

平成29年度に限り、希望される会員に対し冊子の配付をいたします。

下記により事務局宛へFAX(052-932-3647)または郵送にてお申し込みください。お電話での申し込みは受付いたしません。

なお、数に限りがございますので、無くなり次第受付を終了いたします。予めご了承ください。

- (1) 配付時期 平成29年10月上旬（予定）
- (2) 配付方法 郵送（送料は会員負担）

---

#### 平成29年度会員名簿 冊子配付の申込書

当年度の会員名簿の冊子での配付を希望します。

\_\_\_\_\_ 支部

\_\_\_\_\_ 会員名

(会員番号【4桁】：\_\_\_\_\_)



29農振第215号

平成29年6月22日

名古屋市東区葵一丁目15番30号

愛知県行政書士会

会長 前田 望 様

愛知県農林水産部長



農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請書の添付書類  
について（通知）

平成29年5月29日から、相続が生じた場合に登記官が被相続人及びその法定相続人に関する「法定相続情報一覧図の写し」を交付する「法定相続情報証明制度」が開始されました。

これまで申請地の登記事項証明書に記載されている所有者が死亡している場合にその者の除籍謄本等を添付する運用としてきましたが、上記制度は申出人が下記1の書類を法務局に提出することで相続情報一覧図の写しの交付を受けるものであることから、今後は下記2のとおり取扱うこととしますので、御承知ください。

記

- 1 法務局に提出することとされている書類
  - (1) 被相続人の戸籍謄本及び除籍謄本
  - (2) 被相続人の住民票の除票
  - (3) 相続人全員の戸籍謄本又は戸籍抄本
  - (4) 各相続人の住民票の写し（これのみ、任意とされている。）
- 2 法務局が発行した法定相続情報一覧図の写しが添付された場合に添付を省略することができる書類
  - (1) 相続人全員の住所の記載がある場合  
上記1の(1)から(4)に掲げる書類
  - (2) (1)以外の場合  
上記1の(1)から(3)に掲げる書類。なお、(4)については法定相続情報一覧図に住所が記載されている者に限り、省略してよいものとする。

担 当 農業振興課農地管理グループ(佐藤)

電 話 052-954-6405 (ダイヤルイン)





2 9 農 振 号 外  
平成 2 9 年 6 月 2 2 日

名古屋市東区葵一丁目 15 番 30 号  
愛知県行政書士会  
会長 前田 望 様

農 林 水 産 部 長



法定相続証明制度の開始に伴う関係通知の改正について（通知）

平成 2 9 年 5 月 2 9 日から法定相続情報証明制度が開始されたことに伴い、下記の通知について別紙新旧対照表のとおり改正しますので、御承知ください。

記

- 1 農地法関係許可申請等取扱ハンドブック（第五版）について（平成 2 4 年 3 月 7 日付け 2 3 農振第 5 5 8 号）

担 当 農業振興課農地管理グループ（佐藤）  
電 話 052-954-6405（ダイヤルイン）



農地法関係許可申請等取扱ハンドブック（第五版）について（平成24年3月7日付け23農振第558号）新旧対照表  
（下線部は改正箇所）

改正後		改正前													
<p>1 農地法第3条関係 農地法第3条の規定による許可申請書</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>記載の要領</th> <th>添付書類等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 申請者の氏名等</td> <td>譲渡人の住所・氏名が土地の登記事項証明書（全部事項）と異なる場合は登記事項の補正を原則とする。ただし、相続未登記等のやむを得ない場合は真正な所有者であることを証明する書面を添付し、申請することができる。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の登記事項証明書</li> <li>・住民票、戸籍の附票等</li> <li>・相続登記未了の場合、被相続人の改製原戸籍謄本並びに相続人の戸籍謄本及び住民票の写し（これらに替えて法定相続情報一覽図の写しでもよい。）、遺産分割協議書、相続放棄申述受理証明書等（遺産分割協議書は原本選付請求に応じる。）</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>		事項	記載の要領	添付書類等	1 申請者の氏名等	譲渡人の住所・氏名が土地の登記事項証明書（全部事項）と異なる場合は登記事項の補正を原則とする。ただし、相続未登記等のやむを得ない場合は真正な所有者であることを証明する書面を添付し、申請することができる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の登記事項証明書</li> <li>・住民票、戸籍の附票等</li> <li>・相続登記未了の場合、被相続人の改製原戸籍謄本並びに相続人の戸籍謄本及び住民票の写し（これらに替えて法定相続情報一覽図の写しでもよい。）、遺産分割協議書、相続放棄申述受理証明書等（遺産分割協議書は原本選付請求に応じる。）</li> </ul>	<p>1 農地法第3条関係 農地法第3条の規定による許可申請書</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>記載の要領</th> <th>添付書類等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 申請者の氏名等</td> <td>譲渡人の住所・氏名が土地の登記事項証明書（全部事項）と異なる場合は登記事項の補正を原則とする。ただし、相続未登記等のやむを得ない場合は真正な所有者であることを証明する書面を添付し、申請することができる。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の登記事項証明書</li> <li>・住民票、戸籍の附票等</li> <li>・被相続人の改製原戸籍謄本、遺産分割協議書、相続放棄申述受理証明書等（遺産分割協議書は原本選付請求に応じる。）</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>		事項	記載の要領	添付書類等	1 申請者の氏名等	譲渡人の住所・氏名が土地の登記事項証明書（全部事項）と異なる場合は登記事項の補正を原則とする。ただし、相続未登記等のやむを得ない場合は真正な所有者であることを証明する書面を添付し、申請することができる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の登記事項証明書</li> <li>・住民票、戸籍の附票等</li> <li>・被相続人の改製原戸籍謄本、遺産分割協議書、相続放棄申述受理証明書等（遺産分割協議書は原本選付請求に応じる。）</li> </ul>
事項	記載の要領	添付書類等													
1 申請者の氏名等	譲渡人の住所・氏名が土地の登記事項証明書（全部事項）と異なる場合は登記事項の補正を原則とする。ただし、相続未登記等のやむを得ない場合は真正な所有者であることを証明する書面を添付し、申請することができる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の登記事項証明書</li> <li>・住民票、戸籍の附票等</li> <li>・相続登記未了の場合、被相続人の改製原戸籍謄本並びに相続人の戸籍謄本及び住民票の写し（これらに替えて法定相続情報一覽図の写しでもよい。）、遺産分割協議書、相続放棄申述受理証明書等（遺産分割協議書は原本選付請求に応じる。）</li> </ul>													
事項	記載の要領	添付書類等													
1 申請者の氏名等	譲渡人の住所・氏名が土地の登記事項証明書（全部事項）と異なる場合は登記事項の補正を原則とする。ただし、相続未登記等のやむを得ない場合は真正な所有者であることを証明する書面を添付し、申請することができる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の登記事項証明書</li> <li>・住民票、戸籍の附票等</li> <li>・被相続人の改製原戸籍謄本、遺産分割協議書、相続放棄申述受理証明書等（遺産分割協議書は原本選付請求に応じる。）</li> </ul>													
<p>2 農地法第4・5条関係 農地法第4条又は第5条の規定による許可申請書</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>記載の要領</th> <th>添付書類等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 申請者（当事者）の住所等</td> <td>申請者（5条の場合は譲渡人）の住所・氏名が土地の登記事項証明書（全部事項）と異なる場合は登記事項の補正を原則とするが、やむを得ない場合は真正な所有者であること</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の登記事項証明書</li> <li>・住民票、戸籍の附票等</li> <li>・被相続人の改製原戸籍謄本、遺産分割協議書、相続放棄申述受理証明書等（遺産分割協議書は原本選付請求に応じる。）</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>		事項	記載の要領	添付書類等	1 申請者（当事者）の住所等	申請者（5条の場合は譲渡人）の住所・氏名が土地の登記事項証明書（全部事項）と異なる場合は登記事項の補正を原則とするが、やむを得ない場合は真正な所有者であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の登記事項証明書</li> <li>・住民票、戸籍の附票等</li> <li>・被相続人の改製原戸籍謄本、遺産分割協議書、相続放棄申述受理証明書等（遺産分割協議書は原本選付請求に応じる。）</li> </ul>	<p>2 農地法第4・5条関係 農地法第4条又は第5条の規定による許可申請書</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>記載の要領</th> <th>添付書類等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 申請者（当事者）の住所等</td> <td>申請者（5条の場合は譲渡人）の住所・氏名が土地の登記事項証明書（全部事項）と異なる場合は登記事項の補正を原則とするが、やむを得ない場合は真正な所有者であること</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の登記事項証明書</li> <li>・住民票、戸籍の附票等</li> <li>・被相続人の改製原戸籍謄本、遺産分割協議書、相続放棄申述受理証明書等（遺産分割協議書は原本選付請求に応じる。）</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>		事項	記載の要領	添付書類等	1 申請者（当事者）の住所等	申請者（5条の場合は譲渡人）の住所・氏名が土地の登記事項証明書（全部事項）と異なる場合は登記事項の補正を原則とするが、やむを得ない場合は真正な所有者であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の登記事項証明書</li> <li>・住民票、戸籍の附票等</li> <li>・被相続人の改製原戸籍謄本、遺産分割協議書、相続放棄申述受理証明書等（遺産分割協議書は原本選付請求に応じる。）</li> </ul>
事項	記載の要領	添付書類等													
1 申請者（当事者）の住所等	申請者（5条の場合は譲渡人）の住所・氏名が土地の登記事項証明書（全部事項）と異なる場合は登記事項の補正を原則とするが、やむを得ない場合は真正な所有者であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の登記事項証明書</li> <li>・住民票、戸籍の附票等</li> <li>・被相続人の改製原戸籍謄本、遺産分割協議書、相続放棄申述受理証明書等（遺産分割協議書は原本選付請求に応じる。）</li> </ul>													
事項	記載の要領	添付書類等													
1 申請者（当事者）の住所等	申請者（5条の場合は譲渡人）の住所・氏名が土地の登記事項証明書（全部事項）と異なる場合は登記事項の補正を原則とするが、やむを得ない場合は真正な所有者であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の登記事項証明書</li> <li>・住民票、戸籍の附票等</li> <li>・被相続人の改製原戸籍謄本、遺産分割協議書、相続放棄申述受理証明書等（遺産分割協議書は原本選付請求に応じる。）</li> </ul>													

	を証する書面を添付し、申請 することができる。	相続放棄申述受理証明書等（遺産 分割協議書は原本還付請求に応じ る。）
(中略)		
3 農地法第18条関係 農地法第18条の規定による許可申請書		
事項	記載の要領	添付書類等
1 賃貸借 の当事者 の氏名等	2 賃貸人の住所・氏名が土地 の登記事項証明書（全部事項 証明書に限る。以下同じ。）と 異なる場合は登記事項の補正 を原則とするが、やむを得な い場合は真正な所有者である ことを証する書面を添付し、 申請することができる。	・土地の登記事項証明書 ・住民票、戸籍の附票等 ・相続登記未了の場合、被相続人の 原戸籍謄本並びに相続人の戸籍謄 本及び住民票の写し（これらに替 えて法定相続情報一覧図の写しで もよい。）、遺産分割協議書、相続 放棄申述受理証明書等（遺産分割 協議書は原本還付請求に応じ る。）
	2 賃貸人の住所・氏名が土地 の登記事項証明書（全部事項 証明書に限る。以下同じ。）と 異なる場合は登記事項の補正 を原則とするが、やむを得な い場合は真正な所有者である ことを証する書面を添付し、 申請することができる。	・土地の登記事項証明書 ・住民票、戸籍の附票等 ・被相続人の原戸籍謄本、遺産分割 協議書、相続放棄申述受理証明書 等（遺産分割協議書は原本還付請 求に応じる。）

平成29年7月3日

愛知県行政書士会会長 様

みよし市長 小野田 賢 治  
( 公 印 省 略 )

農業振興地域内農用地区域からの除外申出の受付停止について

日頃は本市農政にご協力いただき、誠にありがとうございます。  
さて、本市では、平成30年度に農業振興地域整備計画の見直しを行います。これに伴い、下記のとおり除外申出の受付を停止させていただきますので、会員各位への周知をお願いいたします。

記

受付月	窓口状況
平成30年6月7日締め切り分	停止
平成30年9月7日締め切り分	停止
平成30年12月7日締め切り分	停止

※平成31年3月7日締め切り分以降についても見直しの状況により停止となる場合もあります。

(お問い合わせ先)

みよし市環境経済部産業課

電話番号：0561-32-2111 (内線4105)

F A X：0561-34-4189

E-Mail：sangyo@city.aichi-miyoshi.lg.jp





## ライブ러리研修動画一覧

(平成29年5月25日現在)

	部	番号	年 月 日	内 容	オンデマンド 研修用	
1	総務部	525	H28. 2.23	行政書士制度65周年記念講演	○	
2	企画情報部	376	H23. 9. 8	6次産業化法研修会	○	
3		495	H26. 8.29	ROBINS確認者研修会	○	
4		524	H28. 2. 1	「マイナンバー制度～中小事業者向けの実務とコンサル」研修会 企業法務の観点から行政書士実務の対応領域、業務の具体例について学ぶ	○	
5	建設環境部	398	H23.12.15	建設業関係業務研修会 (1) 「賃貸住宅管理者登録制度」について (2) 愛知県の平成「24.25年度入札参加資格審査申請（建設工事）」について	×	
6		441	H24. 7.24	初心者向け産廃関係業務研修会（産業廃棄物収集・運搬業許可申請について（入門編））	×	
7		449	H24.10.15	建設業関係業務研修会 (1) 建設業許可・経営事項審査について (2) 建設業法令遵守及び国土交通省平成25.26年度競争参加審査申請並びに建設業者の社会保険加入促進について	×	
8		472	H25. 9.26	初心者向け業務研修会（産廃物処理業関係業務）（産業廃棄物収集・運搬業許可申請について（入門編））	×	
9		474	H25.10.18	業務研修会② (1) 建設業許可・経営事項審査の申請について (2) 平成26・27年度愛知県建設工事等入札参加資格審査について (3) 建設業法令遵守等について (4) 建設業者にとっての社会保険	×	
10		494	H26. 8.25	建設業務研修会Ⅰ 平成26年度廃棄物行政について	×	
11		498	H26. 9.18	産業廃棄物収集・運搬業許可申請について（入門編）	×	
12		500	H26.10.15	(1) 建設業許可・経営事項審査の申請について (2) 建設業法令遵守等について (3) 国土交通省平成27・28年度競争入札参加資格審査申請について	×	
13		512	H27. 3.20	建設業許可と経審について（大臣）	×	
14		513	H27. 8.25	愛知県の平成27年度廃棄物行政について	×	
15		514	H27. 9.16	産業廃棄物収集運搬業許可申請について（入門編）	×	
16		515	H27.10.15	(1) 建設業許可・経営事項審査の申請について (2) 平成28・29年度愛知県建設工事等入札参加資格審査の申請について (3) 建設業法令遵守等について	×	
17		518	H27.11.19	(1) 電気工事業法登録手続及び建設業法との関係について (2) 建設業法等改正に伴う申請・届出手続の注意点について (3) 納税証明書のオンライン請求の具体的な利用について	×	
18		530	H28. 8.31	愛知県の平成28年度廃棄物行政について 第1部 産業廃棄物関係の許認可手続き等について 第2部 産業廃棄物の監視業務について	×	
19		531	H28. 9.27	産業廃棄物収集運搬業許可申請について（入門編）	×	
20		運輸交通部	357	H23. 1.26	倉庫業について	○
21			404	H23.10.26	自動車保管場所証明申請について（OSS申請における所在図及び配置図作成の際の留意について）	○
22			446	H24.10.10	一般貨物運送業の許可申請について	○
23			457	H24.12.17	安全性優良事業所認定制度（Gマーク）について	○
24	501		H26.10.29	(1) 特殊車両通行許可について (2) 道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針について (3) 特殊車両通行許可におけるオンライン申請について	○	
25	519		H27.11. 5	(1) 車庫証明申請について (2) 自動車の登録業務について (3) 封印について（出張封印等）	○	

お知らせコーナー

	部	番号	年 月 日	内 容	オンデマンド 研修用	
26	国際・私法部	420	H24. 2.25	私法業務基礎研修会（初心者のための遺言作成実務基礎講座）	○	
27		467	H25. 2.13	国際業務初心者向け研修会（初心者のための在留資格認定証明書交付申請）	○	
28		480	H25.10.31	国際業務初心者向け研修会（初心者向け実務のポイント）	○	
29		486	H26. 2.21	国際業務部門 帰化・相続手続きにおける韓国国籍等収集方法と見方	○	
30		488	H26. 3.17	私法業務部門研修会（遺産分割協議書の書き方）	○	
31		504	H26.12. 4	行政書士が知っておくべき相続税の基礎知識	○	
32		509	H26.12.25	はじめての国際法1	○	
33		510	H27. 2.18	はじめての国際法2	○	
34		517	H27.11.24	出入国管理行政と日本型移民国家構想	○	
35		521	H28. 1.28	初心者向け研修DVD（在留資格認定申請書の書き方）DVD作製日1/28	○	
36		526	H28. 3. 7	国際私法の考え方～相続と遺言について～	○	
37		528	H28. 4.25	国際私法の考え方～婚姻と離婚について～	○	
38		土地利用部	374	H23. 8.23	特定都市河川浸水被害対策法（境川（逢妻川）・猿渡川流域）の概要及び雨水浸透阻害行為の許可等について	○
39			442	H24. 8. 8	市街化調整区域に建築するときの要件について（住宅関係）	○
40	451		H24.10.31	開発許可制度の解説（開発許可の基礎を学ぶ）	○	
41	461		H25. 1.31	(1) 愛知県開発審査会基準第16号の改正及び第19号制定の解説 (2) 意外と人に開けない市街区調整区域の話	○	
42	489		H26. 3.24	農地法第4条及び第5条の許可に係る審査基準	○	
43	493		H26. 7.24	愛知県における開発許可等	○	
44	502		H26.11.12	行政書士の土地利用業務（建物を建てる時の知識）	○	
45	507		H27. 1.19	土砂災害防止法に関する特定開発行為について	○	
46	516		H27. 9.24	尾張建設事務所建築課管内における市街化調整区域内の都市計画法第34条第1号「公益上必要な建築物及び日常生活のための必要な店舗等」、愛知県開発審査会基準第1号「農家の二・三男が分家する場合の住宅等」の運用を中心とする開発実務について	○	
47	523		H28. 1.27	行政書士の土地利用業務について	○	
48	527		H28. 3.24	開発許可（都市計画法）と農地転用の話	○	
49	532		H28. 9.26	行政書士の土地利用業務の基礎知識	○	
54	法人経営部		425	H24. 6.28	種苗法における品種登録と出願実務について	○
55			445	H24. 9.24	告訴・告発状の作成の仕方についての研修会	○
50		473	H25.10.10	法人経営部研修会 第1部 日本政策金融公庫の融資制度とその手続について 第2部 第二種金融取引業の新規登録について	○	
51		481	H25.12.13	法改正後のNPO法人の設立について	×	
52		499	H26.10. 6	経営者保証のガイドラインについて	○	
53		511	H27. 2.12	医療法人の設立について	×	

## ライブラリ研修申込書

平成 年 月 日

愛知県行政書士会会長 殿

申 込 者	氏 名			
	支 部	支 部	事務所TEL・FAX	
	会員番号		TEL ( )	—
	メールアドレス		FAX ( )	—
下記のとおり、研修会視聴を申込みます。				
視聴希望日時	番号	研修開催日	内 容	備考
(例) 平成〇年〇月〇日▽時	499	26.10. 6	経営者保証のガイドラインについて	

## 誓約事項

1. お借りした研修会媒体の複写・撮影等は、絶対いたしません。

## 【ライブラリ研修要領】

視聴場所	会館2階C会議室（視聴覚室）
視聴時間	午前10時から午後5時まで（受付時間午前10時～12時、午後1時～3時）
研修内容一覧	別紙、ご参照ください。
視聴申込み	視聴希望日の7日前までにFAX（052-932-3647）にて申込みください。 （視聴機器の台数に限りがありますので希望日を変更いただくことがあります）
キャンセル	予約を取り消す場合は、事務局までご連絡ください。
利用上の注意	1. 視聴のためにご来館されたときは、事務局までお越しください。 2. 視聴できる研修会は愛知県行政書士会所蔵のものに限ります。 3. 館外への持出、貸出、持込による視聴はできません。 4. 視聴覚室の使用については、事務局職員の指示に従って頂き、注意を守らない場合は退出して頂く場合があります。

※定員オーバー等でお断りする場合のみ、その旨ご連絡いたします。

※愛知会ホームページ<http://www.aichi-gyosei.or.jp/>の会員ページ「研修会ライブラリ」でオンデマンド可能な研修会もごございますのでご利用ください。

会 受 領 印 欄	
-----------------------	--

# 業務相談会のお知らせ

◎相談を希望される方は、次ページ申込書をご利用ください。

## 初心者向け建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請相談会

### 【建設業関係業務相談会】

建設環境部

内 容 建設業許可、経営事項審査等の建設業関係業務について  
開催日 毎月第4木曜日に開催  
時 間 午後1時30分

### 【産廃（収運）業許可申請相談会】

内 容 産業廃棄物収集運搬業許可について  
開催日 毎月第4木曜日に開催  
時 間 午後1時30分

※どちらもこれから業務を始める方等を対象とした初歩の相談を予定しております。

## 運輸関係業務相談会

内 容 自動車登録（車庫証明含む）について  
開催日 毎月第一水曜日  
時 間 午後1時30分

運輸交通部

※初心者対象

## 初心者向け業務相談会

内 容 国際業務・私法業務について  
開催日 毎月第二水曜日  
時 間 午後2時30分から一人50分程度

国際・私法部

※初心者対象

## 初心者向け土地利用関係業務相談会

内 容 農地転用許可、開発許可、建築許可等について  
開催日 平成29年9月13日(水)  
時 間 午後1時30分から4時まで

土地利用部

※初心者対象、土地利用の業務は地域によって許可基準が異なる場合がありますので、相談内容に関する資料をお持ちください。

## 初心者向け書類作成相談会

内 容 風俗営業許可申請、株式会社設立に限定  
開催日 毎月第一水曜日  
時 間 午後2時から4時まで

法人経営部

※初心者対象

平成29年9月1日

会 員 各 位

 建設環境部  
 運輸交通部  
 国際・私法部  
 土地利用部  
 法人経営部

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

今年度、業務相談会を下記のように開催いたしますので、希望者の方は、この様式にてFAXでお申し込みください。なお、各業務相談会の開催日の7日前が締切です。

### 業務相談会申込書

該当する相談会に○印をしてください。

- ・ 建設環境部 業務相談会【建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請】
- ・ 運輸交通部 運輸交通関係業務相談会
- ・ 国際・私法部 初心者向け業務相談会
- ・ 土地利用部 初心者向け土地利用関係業務相談会
- ・ 法人経営部 初心者向け書類作成相談会【風俗営業許可申請・株式会社設立に限定】

支 部		会 員 番 号	
氏 名			
開 催 日	月 日 ( )	電 話 番 号	
相談内容 (詳細を具体的にお書きください。)			

愛知県行政書士会 F A X 052-932-3647

— ゆるキャラグランプリ 2017—

日本行政書士会連合会公式キャラクターのユキマサくんが「ゆるキャラグランプリ2017」にエントリーしました。

行政書士が国民の皆様へ寄り添い、日々のお困りごとをご相談いただける身近な街の法律家であることや、行政手続のスペシャリストとして行政と国民の皆様への架け橋となる資格者であることについて、広く知っていただくための行政書士制度PR活動に向けて、ユキマサくんも気合い十分ですが、会員の皆様のご協力も不可欠です。

投票の概要等は次の通りですので、更なる行政書士制度の認知度向上のため、ゆるキャラグランプリでの上位を目指し、皆様も1日1回の投票を是非お願いいたします。


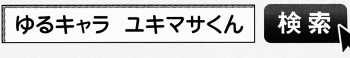

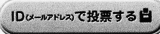

<ユキマサくんとは?!>

ユキマサくんは行政書士である くらしまもる先生 に飼われているネコで、身近な「どうしよう」を解決する「頼れる街の法律家」である行政書士に憧れ、飼い主であるまもる先生の仕事を観察しながら、猫社会で様々な相談にのり、「猫社会の行政書士」を目指しています。

<投票をお願いします!>

ゆるキャラグランプリへの投票は8月1日(火)~11月10日(金)までの期間、パソコン・携帯電話・タブレット等の各端末から、1メールアドレスごとに1日1回投票できます(初回のみメールアドレスとパスワードの設定が必要です)。ご家族やクライアントの皆様と、投票期間内は毎日ユキマサくんへの投票をお願いします。

PC・タブレット・スマホ・ガラケーから投票できます!

<p>1  各端末からユキマサくんのページにアクセス</p>	<p>▶検索サイトで検索  検索</p> <p>▶QRコードから </p>
<p>2  IDとしてメールアドレスを登録 (※初回だけでOK!)</p>	<p>①「登録がお済みでない方はこちらから登録」の <b>こちら</b> をクリックして、手順に沿ってメールアドレスを登録。 ②登録したメールアドレスにメールが届くので、記載されているURLをクリック→パスワードを登録して完了。</p>
<p>3  登録したメールアドレスとパスワードでログインする</p>	<p>ユキマサくんのページの  をクリック!! 登録したメールアドレスとパスワードを入力して、<b>投票する</b> をクリックして投票完了。</p>
<p>4  1日1回投票できるニャ!</p>	<p>2回目からはユキマサくんのページで直接投票できます。</p> <p><b>投票はとってもカンタンだニャ!</b></p> 

※ガラケーから投票する場合はID登録不要です。

## 豊田支部主催 研修会のご案内

1. 研修会タイトル：改正個人情報保護法とプライバシーマークの概要について
2. 開催日時：平成29年 9月19日(火)  
18時30分～20時30分まで、受付開始：18時から
3. 研修会場：豊田商工会議所 201会議室  
(豊田市小坂本町一丁目25 TEL 0565-32-4567)
4. 研修内容：改正個人情報保護法とプライバシーマークの概要について
5. 講師：愛知県行政書士会 名古屋支部 長谷川圭 先生
6. 資料：**当日配付** (無料)
7. 定員：100名
8. 申込方法：9月13日(水)までに下記申込書に必要事項を記入のうえ、  
担当者 川村副支部長のFAX (0565-53-6470) で  
お申し込みください。  
他支部会員の方、補助者の方の参加も大歓迎です。

9月19日開催の豊田支部

改正個人情報保護法とプライバシーマークの概要についての研修会 申込書

支部名：	氏 名：
TEL：	FAX：

# 会員訪問記



新城支部 支部長：鈴木 達也 会員

会報委員 矢澤 あや子



今回の会員訪問記は、新城支部において今期より支部長に新任されました鈴木達也先生のご紹介です。

現在の事務所は、新城駅から徒歩2分、公証役場、市役所、郵便局、県事務所など業務に関係する行政機関のほとんどが、車で5分以内であるという好立地にひかれ選ばれたそうです。

開業されて今年で丁度満10年ということですが、行政書士になるまでの鈴木先生の経歴はとて異例であります。中央大学法学部を卒業後、愛知県庁に就職し、その後行政書士として10年前に独立開業。なお、新城市へ拠点を置くきっかけとなったのは、元々新城市にありました奥様の家業の会社を引き継ぐためであり、現在に至るまで、家業を含め、経営コンサルタントを行うなど、かなりの実業家です。

仕事を行ううえでのモットーは、個人のご家庭から企業の経営者まで、あらゆる困りごとのワンストップの相談役になれるよう、広く浅く知識を備え、多種多様な業務の窓口となれるよう、他の専門士業の方々や国内外の関連企業、国、県、市町村など行政庁などとの幅広いネットワークを築くことを普段から心がけているそうです。「それは、私の専門ではないので、どこかよそに行ってください。」ではなく、「ここまではお答えできます。必要なら〇〇さんをご紹介します。」というように、少しでも引き出しのすそ野を広げて、お客様の満足がいく対応に努めたいという思いで業務に取り組んでおられます。

その思いには、事務所開業当初の活動が影響しているようです。開業されてすぐに、新城駅前の一角に、任意団体「くらしビジネスサポートセンター」

を立ち上げ、その代表となり、まちづくりや地域活動の拠点として場所を開放したり、団体として補助金を獲得し、商店街の花飾りや、外国人アンケートを実施するなど、「地域の活性化に取り組む行政書士」というブランディングづくりに積極的に取り組まれたそうです。先生自身が20年以上、役所において、役所の機能と合わせて、公平性や、対応の遅さなど、なかなか役所の人員だけでは行き渡らないことがあることもよくご存じであったため、ひとりの「街の法律家」として、自身の手で地域の活性化、まちづくり、役所の至らない点を埋めるような活動をしていきたいと考えたそうです。そのことが実を結び、現在まで多くの人との関わりをもとに現在に至るようです。

鈴木先生の趣味は、海外旅行とのこと。これまで30カ国以上世界を旅しているというのだから驚きです。県庁へ勤務していた頃も国際課や情報産業課において、JICAやJETROと連携し新興国支援のために海外訪問することもあったようです。

ご本人は決して語学は堪能ではないと謙遜されますが、持ち前のフットワークのよさと、異文化に物怖じしない度胸のよさで、積極的に外国人と触れ合うことを楽しんでいるそうです。

現在では、地元新城市の特産品である「五平餅」を東南アジアに売りに行く、というような活動もされているそうです。

また、海外への輸出の貿易実務の相談にのったり、東南アジアのエンジニアの招聘の事務を手伝ったり、どこまでが業務の受託でどこまでが自分の趣味の海外旅行なのかわからないほど、頻繁に渡航しているとのこと。東南アジアとのビジネス交流を促進し、相互の発展に寄与したいという熱意がすぐ伝わります。

今年は、新城支部の支部長という役を引き受けたため、ご本人曰く、あまり海外を放浪せず、地元新城での職務に励み、支部の発展と会員相互の連携などに努め、初心にかえる年であるとおっしゃっていました。

本当に多くの活動をされる鈴木先生のお話は聞いていてとても面白く、大変勉強させて頂きました。この度はお忙しい中、会員訪問記の取材の依頼をご快諾いただき、誠にありがとうございました。



# 支部だより

一宮  
支部

## 平成29年度 定時総会開催

会報委員 林 麗子

日 時 平成28年 5月12日(金)

午後 3時～ 5時20分

場 所 尾張一宮駅前ビル (i-ビル) 2階大会議室

個人会員総数 174名 法人会員総数 1法人

出席者 128名 (うち委任状出席者66名)



平成29年度の一宮支部総会が、本年も駅前i-ビルにて開催されました。来賓には一宮市長・中野正康様、本会からは仙石秀久副会長、鶴飼超相談役、和田彌一郎市議（一宮支部会員）をお迎えしました。

2期目となります平松里香支部長の挨拶、来賓の方々による祝辞を頂きましてから、当支部の松原良一会員の黄綬褒章受章を祝う花束の贈呈式を行いました。松原会員の行政書士生活43年間のなか、最も思い出深い出来事は、昭和54年、行政書士が建設業経営事項審査に関わることが出来るようになった時のことだそうです。松原会員、荣誉ある受章をおめでとございます！

議長には鶴飼徳一会員が選出され、第1号～第5号までの議事が進められていきました。第3号議案である平成29年度事業計画(案)においては、「一宮支部のホームページは作らないのか」「会員間の連絡方法をFAXからE-mailへ移行しては」などと質問や提案がなされ、支部業務のIT化も、これからの支部活動進展の指標の一つとなりました。

本会報告(理事・監察・会報)、各部会報告が終わると、次は新入会員の自己紹介です。11名もの加入で、当支部には増々の賑わいが約束されたように感じました。

総会終了後、7階シビックホールにてビュッフェ形式の懇親会を開催しました。稲沢市長・加藤錠司郎様、日本政策金融公庫一宮支店長・木村勝司様、県議、市議のみなさまをお迎えし、尽きせぬ歓談の時間を過ごしました。

尾北  
支部

## 災害時被災者支援協定書 (岩倉市、扶桑町)の調印

尾北支部長 佐藤 友泰

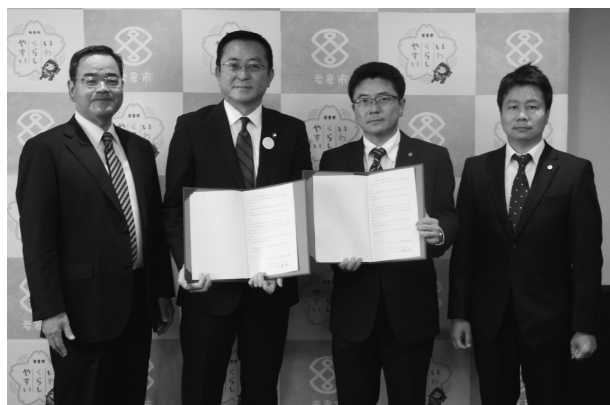
日 時 平成29年 5月15日(月)

午前10時～

場 所 岩倉市役所 4階応接室

参加者 岩倉市 久保田 桂朗市長、小川 信彦副市長、その他担当課職員

尾北支部 佐藤支部長、高田副支部長、伊代田顧問



日 時 平成29年 6 月 6 日(火)  
午前11時～  
場 所 扶桑町役場 2階応接室  
参加者 扶桑町 千田 勝隆町長、岩田総務課長、  
その他担当課職員  
尾北支部 佐藤支部長、伊藤副支部長、  
伊代田顧問



尾北支部では昨年度より、管内の市町との間で「災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定」を締結する活動を進めています。

これまで江南市及び犬山市との間で協定を締結しましたが、これに続き5月15日に岩倉市、6月6日には扶桑町との間でも被災者支援協定を結ぶことができました。

両市町とも調印の後の懇談は終始和やかな雰囲気で行われ、久保田岩倉市長や千田扶桑町長から被災者支援協定に関する感謝の言葉がございました。

岩倉市では、毎年行われている防災訓練において、防災協定を締結している各団体等も参加しており、行政書士会にも声がかかるものと思います。いろいろな機会を通じて行政との協力関係を保つことにより、行政書士のPRに資すると共に、行政書士の地位向上に繋がればと期待しております。

また、千田扶桑町長からは、「災害時においても行政事務を停止することはできないので、災害が発生した時には職員の絶対数が不足することは明らかであり、行政書士によるマンパワーの協力は本当に心強い」との言葉をいただきました。

災害は発生しないことが一番ですが、万が一の場合、我々行政書士に何ができるかを考え、備えをしていくことが肝要であると感じました。

豊田支部

## 平成29年度 定時支部総会

会報委員 岡田 厚子

日 時 平成29年 5 月 19 日(金)  
午後 2 時 30 分～ 5 時 25 分  
場 所 豊田産業文化センター 小ホール  
出席者 本会出席者会員数49名  
委任状出席者会員数47名 (計96名)



今回の支部総会は初めに勝田崇副支部長が開会の辞を述べ、続いて岩崎智也支部長が支部長挨拶を行いました。

続く会長挨拶においては、仙石秀久副会長山田高嗣会長の祝辞を代読しました。

本田一正会員を議長に指名し、総会の成立確認をし、第1号議案から第5号議案まで本総会の議事の全てが無事に終了しました。

次に3名の新入・転入会員の紹介を行いました。

毎年恒例のミニライブは、本年は和太鼓集団志多らによる演奏でした。

ミニライブ終了後、支部長挨拶が行われ、続いてご来賓の方7名より祝辞を賜りました。

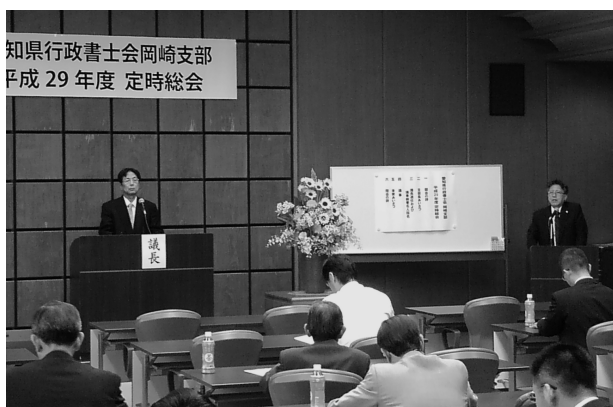
最後に小笠原輝美副会長より閉会の辞が述べられ、総会は閉会しました。

岡崎  
支部

## 平成29年度 定時総会開催

会報委員 伊東 毅

日 時 平成29年 5月20日(土)  
午前10時30分～11時30分  
場 所 岡崎市竜美丘会館 501会議室  
会員総数 195名  
出席者数 143名  
(内訳 当日出席39名 委任状104名)



平成29年度の岡崎支部定時総会が開催されました。開会に先立ち、重徳和彦衆議院議員、中根康浩衆議院議員からご祝辞をいただきました。

司会を務める竹田雅彦副支部長の開会の辞で始まりました。

澤入敏治会員が議長に指名され、議事に入りました。島津達雄支部長からは、平成28年度の会務や決算の報告がありました。黒野晃司幹事から適正な監査結果であったことが報告され、それぞれ異議なく可決承認されました。米村篤史副支部長から平成29年度の事業計画、前田晋作幹事から平成29年度予算案が報告され、それぞれ可決承認されました。

その後、来賓である山田高嗣会長の代理として仙石秀久副会長から祝辞を頂きました。

さらに内田康宏岡崎市市長、青山周平衆議院議員、伊藤孝恵参議院議員、斉藤嘉隆参議院議員、中根義高愛知県議会議員からの祝電が披露されました。

以上、平成29年度の定時総会は終了しました。

総会後の懇親会は、米村篤史副支部長が司会を努めました。松井太相談役の乾杯の発声が続いて、青山周平衆議院議員からご祝辞を頂きました。

レストランの美味しい食事と共に和やかな雰囲気の中、会員同士の親睦を深めることができました。小久保博二相談役の万歳三唱により、懇親会は盛大に終了しました。

昭和  
支部

## 第1回 市民法務研究会

昭和支部 松葉 豪

日 時 平成29年 6月9日(金)  
午後3時30分～6時  
場 所 天白スポーツセンター 1階第2会議室  
テーマ 第1部 各無料相談会の報告  
第2部 法定相続情報証明制度について  
講 師 鈴木<sup>すずき</sup> 章夫<sup>ふみお</sup>会員  
出席者 16名



平成29年度第1回の市民法務研究会が開催されました。いつも通り、前半は各無料相談会の報告、後半は講師を迎えての講義形式の研修会です。

後半の研修会のテーマは、5月末から始まったばかりの“法定相続情報証明制度について”。早速制度を利用した鈴木章夫会員より利用方法について紹介してもらいました。従前と少し異なる相続関係説明図を作成する必要があること、委任状記載事項が複雑であることなどが紹介されました。

質疑応答も活発になされ、盛り上がりました。市民法務研究会は今後も偶数月に開催され、会員相互の研鑽の場となる予定です。

昭和  
支部

## 日進市 無料相談会 6月

昭和支部 松葉 豪

日時 平成29年 6月13日(火)  
午後 1時30分～ 4時 5分

場所 日進市役所 4階相談室

相談員 小島 太会員、中村 さつき会員

相談者 4組 (7人)



今月の日進市役所での「相続・遺言に関する無料相談会」には、上限である4組(7人)の相談者がありました。その他にキャンセル待ちの方々もいらっしゃったそうです。

日進市役所での相談会は、日進市役所の方々のご協力もあり、市民の皆さまにすっかり定着しているようです。ありがとうございます。

写真は本日の相談員である中村さつき会員(左)と小島太会員(右)です。

昭和  
支部

## 天白区役所 無料相談会 6月

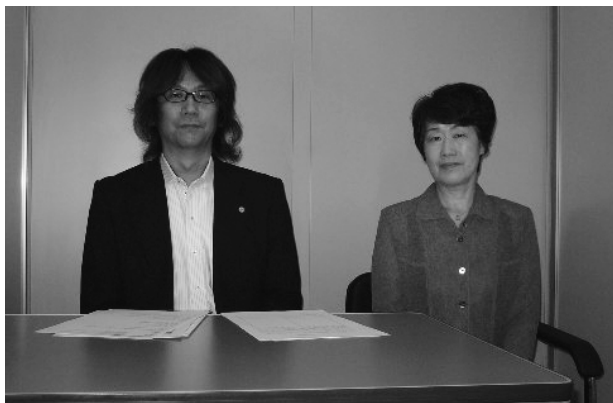
会報委員 古田 禎史

日時 平成29年 6月21日(水)  
午後 1時30分～ 4時15分

場所 天白区役所 3階相談室

相談員 鬼頭 憲司会員、神田 みや子会員

相談者 4組 (4名)



天白区役所での相続・遺言に関する無料相談会は偶数月に1回開催されます。今日は4月に続いて今

年度2回目の無料相談会となりました。また4月の日進市無料相談会と天白区無料相談会、5月の日進市無料相談会は実験的に1人の相談員で対応しましたが、今月の日進市無料相談会からは今までどおり二人一組の相談員で対応する形に戻りました。本日の天白区無料相談会も2人の会員が対応しました。

担当役員が受け付けた予約表によると上限いっぱいの4組の相談者が載っていました。その中にはわざわざ車イスで来られる相談者もおられました。さらに既定の相談時間には遅れるが少しの時間でもいいから相談に乗って欲しいという相談者もおられ、予約表を見ているだけで嬉しくなりました。

ところが前日の晴天が嘘のように当日の今日は朝から大雨になりました。これは困ったなと思いました。こんな大雨では特に車イスで来られる方などキャンセルされるのではないかと心配になりました。

しかし丁度お昼頃から小雨になりこのまま晴れていくのではないかと思えるような天気になりました。

結局雨は降り続けましたが、1番目の相談者から順調に相談室に来られ、キャンセルはありませんでした。車イスで来られる予定だった相談者は車イス無しでお見えになりました。上の写真は左から鬼頭憲司相談員と神田みや子相談員です。

西尾  
支部

## 西尾市役所 6月無料相談会

西尾支部 牧野 格

日 時 平成29年 6月21日(水)

午後 1時30分～ 4時

場 所 吉良支所第2会議室

相談員 加藤 隆広会員 竹尾 将仁会員

相談者 1組



西尾支部では、毎月第三水曜日に無料相談会を実施しています。市役所、一色、吉良、幡豆各支所の順に行われています。今回は吉良支所で開催です。

遺言書作成についての相談がありました。「内容は自身で作成された遺産分割協議書を確認してほしい」とのことでした。

相談者の様々な質問や相談に対応するために、加藤隆広会員と竹尾将仁会員が参考資料やノートパソコンなどを持参して待機をしました。

相談会場は支所2階の会議室なので、来所された市民の皆さんがすぐわかる場所ではありませんでしたが、支所内に「行政書士による無料相談」の案内看板やポスターを掲示し、来所された市民の皆さんの目に触れたと思います。

この相談会を通じて市民の皆様が行政書士を知るよい機会となり、会員の資質向上に寄与し、有意義な相談会となりました。

西尾市役所での無料相談会を定着させ、これからますます発展させていき「行政書士制度」の啓蒙をはかり、行政書士の職域の拡大、確保を図れるように期待しています。

昭和  
支部

## 日進市との災害協 定の締結

会報委員 古田 禎史

日 時 平成29年 6月26日(月)

午後 1時30分～

場 所 日進市役所 3階市長公室

出席者 (日進市) 萩野 幸三日進市長、

須崎 賢司総務部長、

長原 範幸危機管理課長

(昭和支部) 千田 久人支部長、

渡邊 邦彦副支部長、志水 正芳副支部長



本日、日進市役所において午後1時30分から「災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定」の締結式が行われました。

締結式は、初めに列席者の紹介があり、それから萩野幸三日進市長、千田久人支部長の順に署名がなされました。そして萩野幸三日進市長及び千田支部長からそれぞれ挨拶があり、最後に記念撮影を行って締結式は終了しました。

災害協定は、熊本大地震が発生した際、役所の機能が麻痺して業務に大きな支障をきたしたことから、行政書士も協力して行政機能を補助しようというものです。また、災害発生後には、罹災証明書の発行をスムーズに行えるようにするため、行政書士のサポートが欠かせないと思われます。

日進市と災害協定を締結できたことは私達昭和支部の社会貢献の場を広げることにもなり、責任の重さを感じますが、行政書士の新たな活動の場所を与えていただいたことに感謝しながら取り組んでいきたいと思っています。

上の写真は左から昭和支部の渡邊邦彦副支部長、千田久人支部長、萩野幸三日進市長、志水正芳副支部長です。

昭和  
支部

## 愛知郡東郷町との 災害協定の締結

会報委員 古田 禎史

日時 平成29年 6月26日(月)

午後 3時40分～

場所 東郷町役場 3階

出席者 (愛知郡東郷町)川瀬 雅喜東郷町長、  
加藤 浩副町長、野々山 睦憲総務部長、  
磯村 達己課長  
(昭和支部)千田 久人支部長、  
渡邊 邦彦副支部長、志水 正芳副支部長



日進市での災害協定の締結に続いて、午後3時40分から東郷町役場で「災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書」の締結式が行われました。

東郷町は民間の飲料水会社やスーパー、ゴルフグラウンド、そして福祉施設、医師会、農協、地図製品で有名な株式会社ゼンリン、他土業などと積極的に災害協定を締結しています。本日、私達昭和支部もその中に加えていただくことになりました。日進市と同じく、東郷町民の皆様の喫緊の書類申請や相談事に少しでも早く確実に対応できるように、支部及び個々の勉強に勤めていきたいと思っています。

締結式の後、忙しいにもかかわらず川瀬雅善町長が懇談してくださり、阪神淡路大震災、東日本大震災、熊本地震など以前はあまり地震が起らないと思われていた場所で巨大地震が起り、いつ地震が起きても不思議ではない東海地方、特に活断層が何本あるか分からない愛知県で大きな地震が全く起らないのはかえって恐ろしい等の話題が出ました。

上の写真は左から昭和支部の渡邊邦彦副支部長、千田久人支部長、川瀬雅善東郷町長、志水正芳副支部長です。

中央  
支部

## 平成29年度第1回建設 環境業務部会研修会

中央支部 佐藤 甫

日時 平成29年 6月28日(水)

午後 6時～8時

場所 愛知県行政書士会館 3階大会議室

出席者 26名

講師 (財)建設業情報管理センター  
職員 伊藤 栄様

テーマ 『建設業会計の基礎知識と  
経営状況分析 8指標について』



中央支部の平成29年度第1回建設環境業務部会の研修会は、(財)建設業情報管理センター職員の伊藤栄様をお招きして建設業会計の基礎知識と経営状況分析 8指標について講義をしていただきました。

初めに、決算書とは何か、貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書の構成と役割といった建設業会計の基礎知識について説明がありました。

続いて、工事進行基準について説明があり、工事進行基準を採用する場合は、「工事収益総額」「工事原価総額」「決算日における工事進捗度」の3点が、客観的かつ信用性をもって見積もられている必要性についてお話いただきました。

休憩をはさみ、後半は経営事項審査の虚偽申請防止対策について、今まで分析機関が行っていた疑義項目チェックを確認基準とし、更に報告基準を設け、これに該当した場合は審査行政庁へ直接情報を提供する仕組みが作られ、一層の虚偽申請防止対策が施されていると説明がありました。

最後に、経営状況分析 8指標について各指標についての詳細な説明がありました。講師の伊藤栄様の講義は、とても丁寧でわかりやすかったです。大変有意義な研修会でした、ありがとうございました。

一宮  
支部

## 松原良一会員 褒賞受賞記念祝賀会

会報委員 林 麗子

日時 平成29年 6月29日(木)  
午後2時

場所 一宮市木曾川文化会館 尾西信金ホール  
発起人 一宮市長、市議会議長、商工会議所会頭等  
参加者 国会議員（秘書）、県会議員、市議等



去る6月29日(木)、一宮市木曾川町の尾西信金ホールにて、春の叙勲・褒章受章記念祝賀会が執り行われました。発起人は中野一宮市長、末松一宮市議会議長、豊島一宮商工会議所会頭、小笠原尾西商工会会長、五藤木曾川商工会会長です。今回は叙勲が10名、褒章が2名でした。

勲章と褒章の違いをおさらいさせていただきますと、  
【勲章】国家や公共に対する勲功・功労を表彰して国から授けられる記章。【褒章】ある分野において、りっぱな行い、功績のあった人を表彰するために国から与えられる記章。(以上デジタル大辞泉参照)とあります。

当一宮支部の松原良一会員は、業務に精励し衆民の模範であることを讃えられる「黄綬褒章」を受けられました。一宮市市会議員であり、当支部会員でもある和田彌一郎会員がこの祝賀会に出席しました。

松原会員の長年の努力と功績がこのような栄えある形に結実したことに、一宮支部会員一同、誇らしい気持ちでいっぱいです。

名南  
支部

## 6月研修会

名南支部 鰐部 伸一

日時 平成29年 6月30日(金)  
午後5時～7時

場所 石川行政書士事務所 3階セミナールーム  
講師 鰐部 伸一会員  
テーマ 『公正証書遺言セミナーの仕方について』  
参加者 30名



6月の支部研修会は当支部会員の鰐部伸一による「公正証書遺言セミナーの仕方」でした。

- 1、民法相続編の規定
- 2、公正証書遺言の意義と効果と限界
- 3、遺言書の種類
- 4、公正証書遺言セミナーの仕方の例
- 5、公正証書遺言の公証役場への準備
- 6、公正証書遺言の実例
- 7、質疑と応答
  - ① 遺言関連条文の解説
  - ② 公正証書にした場合の効果は自筆遺言との相違点及び相続開始時の能率性
  - ③ 具体的な相違点
  - ④ セミナーの方法
  - ⑤ 相続人調査と財産調査
  - ⑥ 実際の公正証書遺言の準備書類の例の説明
  - ⑦ 公正証書遺言書案の解説と1から7までの質疑応答
  - ⑧ 相続手続に対する質疑応答

活発な質疑応答の中、定刻となり散会しました。懇親会の中では、予定のない方も参加され、相続、遺言など個別相談と懇談となり、午後9時30分頃散会となりました。

知多  
支部

## 三士会親睦研修会

会報委員 鈴木 直美

日時 平成29年7月8日

午前8時～午後5時30分

場所 館山寺方面

テーマ 『歴史散策と豪華ホテルバイキング』

出席者 71名



行政書士会知多支部、土地家屋調査士会知多支部、司法書士会半田支部からなる“三士会”恒例の親睦研修会が、司法書士会の主催で行われました。

今回はNHK大河ドラマ「おんな城主直虎」のモデル井伊直虎ゆかりの寺である龍潭寺を訪ねました。

龍潭寺の歴史は古く、奈良時代に行基菩薩開創とあります。平安時代には井伊家元祖共保が誕生し、その後千年余り、井伊家四十代の祖霊を祀る菩提寺として、彦根龍潭寺と共にその歴史を伝えています。

あじさいの花が美しい龍潭寺庭園を巡り、井伊谷散策を終えた一行は、日本で唯一湖上を渡る館山寺ロープウェイに向かいました。四分間のゴンドラの旅先には、眼下に漁場豊かな浜名湖が広がる、浜名湖オルゴールミュージアムが待っていました。

時間の都合上、終わりまで聞くことができなかった荘厳なパイプオルガンの演奏に後ろ髪をひかれつつ、再びゴンドラで下界に戻った一同は、本日のメインイベントの一つ“ホテルウェルシーズン浜名湖”のバイキング会場へと向かいました。

ホテルには、鉄分豊富な天然温泉「華咲の湯」があり、豪華バイキングの後、入浴や買い物など、各々思い思いのひとときを過ごすことができました。

今回の親睦研修会は、天気にも恵まれ、話題の場所を巡ることができ、とても有意義な一日でした。

皆さま、お疲れさまでした。

昭和  
支部

## 日進市 無料相談会7月

会報委員 古田 禎史

日時 平成27年7月11日(火)

午後1時30分～4時15分

場所 日進市役所 4階相談室

相談員 角田 俊行会員、大嶽 美喜子会員

相談者 3組(3人)



外を歩くだけで汗が吹き出す蒸し暑い日が続く中、日進市役所で7月の相続・遺言に関する無料相談会が行われました。

今日の相談者の予約状況は担当役員が事前に日進市役所の担当課に問い合わせていたので昨日の時点で分かっていました。

それによると今日は最初の時間帯(午後1時30分～2時5分)と3番目の時間帯(午後2時50分～3時25分)に合わせて2組(2人)の予約が入っていました(1組の相談時間は35分です)。

日進市役所での無料相談会としてはまずまずの相談者数だと思いました。

すると1組目の相談者が午後1時25分位に来られたためすぐに無料相談を開始しました。相談は午後2時まで行われました。

そして午後2時5分からは空き時間になる予定でしたが、今日予約された相談者が来られたので続けてその方の相談が行われました。

したがって本日の無料相談会の相談者数は3組(3人)となりました。

猛暑の中でも3人の相談者の方に来ていただけるというのは日進市役所での無料相談会の強みだと思います。

本日の相談員である角田俊行先生と大嶽美喜子先生のベテランコンビが的確な対応をされました。



中央  
支部

## 平成29年度第1回法人 経營業務部会研修会

中央支部 小林 幸弓

日時 平成29年7月13日(木)  
午後6時～8時  
場所 愛知県行政書士会館 3階大会議室  
出席者 34名  
講師 愛知県中警察署 生活安全課  
丸井 康弘様  
テーマ 『生活安全課に係る許可申請（風俗営業許可等）の窓口での適正な手続きについて』



中央支部の平成29年度第1回法人経營業務部会の研修会は、愛知県中警察署生活安全課より丸井康弘様をお招きし、生活安全課に係る許可申請（風俗営業許可、古物営業許可等）の窓口での適正な手続きの注意点及び昨今の情勢・法改正の動向について講義をしていただきました。

初めに、窓口での行政書士としての対応についてお話がありました。丸井様より行政書士に対し、法令条文の確認や記名押印の徹底、一般市民の多い窓口での品位ある対応を望むとのご指導をいただきました。

続いて、風俗営業許可、特定遊興飲食店営業、古物営業等の申請手続きの注意点について具体的な説明がありました。特に平成29年7月1日に施行されたいわゆる「ぼったくり防止条例」については、風営法との関連等行政書士として迷いやすい点をご教示いただきました。

講師の丸井様は実例に沿った分かりやすい講義をしてくださいました。休憩中や研修後に講師と会員との積極的な交流も見られ、大変有意義な研修会となりました。

豊田  
支部

## 建設環境部第1回 研修会

会報委員 岡田 厚子

日時 平成29年7月13日(木)  
午後2時30分～5時  
場所 豊田市福祉センター 3階35号室  
テーマ 『建設業許可申請・届け出の注意事項について』  
出席者 30名



今回の研修会は、豊田加茂建設事務所許可担当職員・大塚様を講師に迎え、講義をいただきました。

内容は以下のとおりです。

- ① 経營業務管理責任者の条件の緩和について。
- ② 上記添付書類の説明。
- ③ 建設業許可申請の申請書の注意事項。
- ④ 決算変更届の注意事項。
- ⑤ 講師大塚様の自己紹介及び主席下豊田支部会員全員の自己紹介。

尚、研修会後は午後5時30分より食楽屋あかりにて懇親会を開催しました。

中央  
支部

## 平成29年度 暑気払い

会報委員 戸加里 邦子

日時 平成29年7月14日(金)

午後6時30分開始

場所 ラエテルニータ

出席者 44名



平成29年度の中央支部の暑気払いは、名古屋ルーセントタワー別棟のイタリアンレストラン「ラエテルニータ」で開催されました。今、名古屋で最も旬なエリアだけあって、洗練された内装はもちろん全面ガラス張りの室内から見る青みがかったライトアップに照らされた樹木の風景が大変美しく、連日の猛暑を少しだけ忘れさせてくれる清涼感に溢れていました。

今回も会員の皆さんにゆっくり歓談していただけるよう着席形式にしました。スタートの午後6時30分にはお揃いになり、中村美帆子支部長のご挨拶、続いて仙石秀久副会長の乾杯のご発声と共にそれぞれのテーブルから楽しそうな声が聞こえてきました。ビュッフェ形式の大皿には、野菜をふんだんに使った料理がいくつかあり、女性会員の多い中央支部としては嬉しい限りでした。

野田悦子副会長のお連れ様トヨタのコミュニケーションロボット「KIROBO mini」の可愛らしい「おーっ」という掛け声に対するたくさんの拍手という新しい中締めで散会となりました。

今年も多くの会員の方にお越しいただき、皆さんにしっかり暑気払いをしていただけました。

昭和  
支部

## 第1回企業法務研 究会（7月）

会報委員 古田 禎史

日時 平成27年7月14日(金)

午後3時30分～6時

場所 天白スポーツセンター 2階第3会議室

テーマ 建設業許可『更新申請』及び『事業年度終了届』について、注意したい点

講師 益田 俊信会員

出席者 18名



昭和支部には一般の研修会とは別に、相続・遺言業務について勉強する市民法務研究会があり、出席者も多く会員の間にすっかり定着しています。

一方今年の6月から日進市役所において毎月第4火曜日に「創業における営業許認可申請相談会」を開催しており、本相談会との連携・バックアップをすること及び私達行政書士が関与する営業許可手続き及び周辺業務について幅広くかつ継続的に研究することを目的として、益田俊信先生を講師に迎え、「企業法務研究会」を開催することになりました。

企業法務研究会の前身は去年の12月そして今年の1月と2月に行われた創業支援研究会になります。

第1回目の今日はテーマにあるとおり、益田俊信先生の真骨頂である建設業許可の中から更新申請と事業年度終了届を取り上げ、それぞれの間違えやすいところや法改正のあったところ等を解説されました。益田俊信先生によれば建設業許可を専門にすると、必然的に事業年度終了届や更新申請、変更届もすることができ、また産業廃棄物収集運搬業や古物商許可等、他の許認可が派生する場合も多く、さらには決算書や事業承継の知識も必要になるなど様々な要素が含まれているため、行政書士として必要な能力が最もつきやすい、ということでした。

西尾  
支部

## 西尾市役所 7月無料相談会

西尾支部 牧野 格

日時 平成29年7月19日(水)

午後1時30分～4時

場所 幡豆支所第2会議室

相談員 水野 真治会員 牧野 格会員

相談者 0組



西尾支部では、毎月第三水曜日に無料相談会を実施しています。市役所、一色、吉良、幡豆各支所の順に行われています。今回は幡豆支所で開催です。

相談者の様々な質問や相談に対応するために、水野真治会員と私、牧野格が参考資料やタブレット端末を持参して待機をしました。

相談者はいませんでしたが、支所内に「行政書士による無料相談」の案内看板やポスターを掲示し、来所された市民の皆さんの目に触れたと思います。

水野真治会員は土地家屋調査士を兼業されており土地利用業務（農地法・都市計画法関連等）に精通しています。色々なお話を聞くことができとても勉強になりました。

西尾市役所での無料相談会を定着させ、これからますます発展させていき「行政書士制度」の啓蒙をはかり、行政書士の職域の拡大、確保を図れるように期待しています。

東三  
支部

## 平成29年度建設環境 部会第1回研修会

会報委員 水野 悠

日時 平成29年7月25日(火)

午後2時～4時30分

場所 豊橋市民センター（カリオンビル）4階

講師 一般財団法人建設業情報管理センター

東日本支部分析課 課長 伊藤 栄様

出席者 36名



7月25日、豊橋市民センター（カリオンビル）にて、東三支部平成29年度建設環境部会第1回研修会が、建設業の財務諸表に関する事項をテーマに、一般財団法人建設業情報管理センター（CIIC）伊藤栄様を講師にお迎えし開催されました。

冒頭に、杉浦章夫建設環境部会長より、直近の建設業許可に関する変更点（経営管理責任者の要件についての変更）の説明があり、本編となる講義が開始されました。

建設業法の財務諸表を作成するときの注意点として、誕生の経緯、法的根拠及び様式についての事項から始まり、一般会計と建設業会計の比較を行いつつ、税務と会計の違いを踏まえつつ、財務諸表作成上の基本的な注意点をお話いただきました。特に商業簿記及び工業簿記をベースとした会計ソフトとの勘定科目の違いという、実務を行ううえでの重要事項について、実例を挙げていただきつつの進行となりました。

経営事項審査の虚偽申請防止対策について、どのようなことを、どのような観点から行っているかを伺い、講義全体をまとめる形で、建設業会計の基礎知識、財務諸表間の繋がりについてお話いただき、講義は終了となりました。

実務に直結した非常に有意義な研修となりました。

# 事務局だより

■平成29年6月

1日(木)	山田名誉会長 日行連正副会長会出席 山田名誉会長 日行連常任理事会出席 吉川前常務理事 成年後見制度利用促進基本計画にかかる説明会出席 本多常務理事 市町村空き家対策担当者への情報提供出席
2日(金)	山田名誉会長 日行連常任理事会出席 前田会長、竹田副会長、市川常務理事 総務部打合せ
3日(土)	名城大学院科目履修 行政法Ⅰ開催
5日(月)	部長会、幹事会開催 理事会開催 山田前理事、袴田前理事、鈴木前会報副委員長 自由業団体大学生のための資格業ガイダンス出席
6日(火)	山田名誉会長 日行連コスモス調整会議出席 ADR手続説明会開催
7日(水)	山田名誉会長 行政書士試験研究センター評議委員会出席 仙石副会長、川村常務理事、伊藤課長 自由業団体フレッシュマン・フォーラム'10出席 前田会長、竹田副会長、市川常務理事 総務部打合せ
8日(金)	中地協監査会開催 中地協理事会開催 中地協定時総会開催
10日(土)	中地協定時総会開催 名城大学院科目履修 民法Ⅴ開催
12日(月)	山田名誉会長、西川相談役 日行連申取実務研修出席 新規登録受付
13日(火)	新規登録受付 会報7月号校正会議開催 本会常設無料相談会開催 総務省名古屋総合行政相談所くらしの行政・法律相談開催
14日(水)	正副会長会開催 川村常務理事、山田前理事、袴田前理事 自由業団体大学生のための資格業ガイダンス出席
15日(木)	仙石副会長、川村常務理事 総務省中部管区行政評価局行政相談課訪問
16日(金)	仙石副会長、小柳津常務理事、川村常務理事、西川相談役、権田監事 国際私法部関係官公署訪問 長瀬副会長、伊代田常務理事 名古屋法務局訪問
17日(土)	名城大学院科目履修 行政法Ⅰ開催
19日(月)	職務上請求書ビデオ説明会開催 登録証交付式
20日(火)	山田名誉会長 日行連正副会長会出席 ADR手続説明会開催
21日(水)	山田名誉会長 日行連常任理事会出席 山田名誉会長 日行連常任理事・議運合同会議出席
22日(木)	日行連定時総会出席

## ■平成29年6月

23日(金)	日行連定時総会、日政連定期大会出席 仙石副会長 自由業団体打上会出席
24日(土)	名城大学院科目履修 民法Ⅴ開催
26日(月)	行政書士試験打合せ開催
27日(火)	部長会開催 支部長会開催
28日(水)	届出済行政書士管理委員会開催 コスモスあいち更新研修開催
30日(金)	仙石副会長、川村常務理事 名古屋市広聴課訪問

## ■平成29年7月

1日(土)	名城大学院科目履修 行政法Ⅰ開催
3日(月)	部長会開催 記念品・感謝状贈呈式開催 理事会、懇親会開催
4日(火)	ADR手続説明会開催 川村常務理事、伊藤課長 名古屋市広聴課来会 川村常務理事 コスモスあいち広報部と打合せ出席
5日(水)	コスモス入会前研修開催
6日(木)	山田名誉会長 日行連コスモス支部長会出席 県建設業不動産課との会議開催 伊代田常務理事 名古屋法務局訪問 伊代田常務理事、熊田局長 防音事業入札書提出 コスモス入会前研修開催
7日(金)	山田名誉会長 日行連コスモス支部長会出席 山田名誉会長 日行連コスモス広報委員会出席 竹田副会長 行政書士試験実施に係る説明会出席
10日(月)	新規登録受付 前田会長、野田副会長、本多常務理事、鈴木支部長 新城市との空き家対策協定打合せ出席
11日(火)	山田名誉会長 日行連コスモス調整会議出席 山田名誉会長 法務省訪問 総務部会開催 本会常設無料相談会開催 総務省名古屋総合行政相談所くらしの行政・法律相談開催
12日(水)	法務部会開催 企画情報部会開催 コスモス入会前研修開催 竹田責任者、早川副責任者、安藤職員 南山大学訪問
13日(木)	県法務文書課指導検査打合せ開催 封印管理委員会開催 運輸交通部会開催 経理部会開催 法人経営部会開催

## ■平成29年7月

13日(木)	土地利用部会開催 川村常務理事 中部経済新聞訪問 コスモス入会前研修開催
14日(金)	山田名誉会長、西川相談役 日行連申取事務研修出席 仙石副会長、川村常務理事 名古屋市広聴課訪問 伊代田常務理事、熊田局長 防音事業開札 伊代田常務理事 名古屋法務局訪問 早川常務理事、水崎理事 県資源循環推進課訪問 コスモスあいち入会前研修補講開催
18日(火)	山田名誉会長 日行連正副会長会出席 職務上請求書ビデオ説明会開催 登録証交付式 ADR手続説明会開催 蟹江副会長、中村職員 県警県民会議訪問
19日(水)	山田名誉会長 日行連正副会長会出席 山田名誉会長 日行連理事会出席 山田名誉会長 日本公認会計士協会懇親パーティー出席 届出済行政書士管理委員会指定研修会開催
20日(木)	山田名誉会長 日行連常任理事会出席 山田名誉会長 日行連理事会出席 前田会長 日政連幹事会出席 広報部会開催 会報委員会全体会議開催 ADR紛争解決小委員会開催 建設環境部会開催 コスモス入会前研修開催
21日(金)	前田会長 日政連幹事会出席 仙石副会長、小柳津常務理事 ペルー独立記念日祝賀会出席 コスモスあいち部長会開催
22日(土)	特定行政書士研修開催
23日(日)	特定行政書士研修開催
24日(月)	届出済行政書士管理委員会開催 経審必須連絡会開催
25日(火)	総務部打合せ開催 伊代田常務理事 名古屋法務局訪問 竹田副会長、市川常務理事、飛田理事、平松理事 松原黄綬褒章受章者訪問
26日(水)	特定行政書士研修開催 コスモスあいち業務管理部会開催
27日(木)	会報9月号編集会議開催 国際・私法部開催 苦情対応委員会開催 監察委員会開催 綱紀委員会開催 試験正副責任者会議開催
28日(金)	コスモスあいち研修会開催



# 会 | 員 | の | 動 | 向

平成29年7月25日現在

個人会員数 2,929人  
法人会員数 31法人

## 新規登録入会者の紹介



登録番号 第17191103号  
会員番号 第5816号  
入会年月日 平成29年6月1日  
氏名 青木 茂隆

事務所 行政書士青木茂隆事務所  
春日井市鳥居松町5丁目78番地 セントラルビル3F-H  
電話番号 0568-37-3017 所属支部 尾張



登録番号 第17191107号  
会員番号 第5820号  
入会年月日 平成29年6月1日  
氏名 光安 勇治

事務所 わさび行政書士事務所  
豊川市西口町2丁目80番地 リッチモンドクロス201号  
電話番号 0533-75-6579 所属支部 東三



登録番号 第17191104号  
会員番号 第5817号  
入会年月日 平成29年6月1日  
氏名 加賀 康浩

事務所 加賀行政書士事務所  
安城市里町壺斗山347番地  
電話番号 0566-98-1491 所属支部 碧海



登録番号 第17191108号  
会員番号 第5821号  
入会年月日 平成29年6月1日  
氏名 平田 達哉

事務所 平田行政書士事務所  
名古屋市中区栄二丁目2番1号 広小路伏見中駒ビル5階29号室  
電話番号 080-1551-8347 所属支部 中央



登録番号 第17191105号  
会員番号 第5818号  
入会年月日 平成29年6月1日  
氏名 高松 聡子

事務所 行政書士法人中村事務所 豊橋オフィス  
豊橋市広小路三丁目25番地 ヒノデビル1階  
電話番号 0532-39-9280 所属支部 東三



登録番号 第17191109号  
会員番号 第5822号  
入会年月日 平成29年6月1日  
氏名 佐藤 武志

事務所 行政書士法人ティグレ 名古屋事務所  
名古屋市中区丸の内一丁目17番29号  
電話番号 052-205-7217 所属支部 中央



登録番号 第17191106号  
会員番号 第5819号  
入会年月日 平成29年6月1日  
氏名 渋江 英明

事務所 Fデザイン行政書士事務所  
西尾市米津町野寺道75番地10 アンカービル1F  
電話番号 090-3481-0449 所属支部 西尾



登録番号 第17191110号  
会員番号 第5823号  
入会年月日 平成29年6月1日  
氏名 市川 正美

事務所 行政書士市川正美事務所  
碧南市東山町5丁目16番地4  
電話番号 0566-46-4117 所属支部 碧海

## 会員の動向



登録番号 第17191111号  
会員番号 第5824号  
入会年月日 平成29年6月1日  
氏名 安井 和彦

事務所 安井行政書士事務所  
名古屋市南区弥生町143番地 ユニール弥生205号  
電話番号 052-613-9520 所属支部 名南



登録番号 第17191116号  
会員番号 第5829号  
入会年月日 平成29年6月1日  
氏名 永井 淳一

事務所 行政書士永井淳一事務所  
豊橋市前田中町13番地の26 大須賀ビル2階  
電話番号 0532-53-0520 所属支部 東三



登録番号 第17191112号  
会員番号 第5825号  
入会年月日 平成29年6月1日  
氏名 友田 隆士

事務所 行政書士友田隆士事務所  
名古屋市守山区白山二丁目901番地(クラージュ901N302号)  
電話番号 052-799-3605 所属支部 東名



登録番号 第17191117号  
会員番号 第5830号  
入会年月日 平成29年6月1日  
氏名 中根 寿浩

事務所 行政書士中根寿浩事務所  
名古屋市中区丸の内三丁目8番8号 山富丸の内ビル6階  
電話番号 052-957-2178 所属支部 中央



登録番号 第17191113号  
会員番号 第5826号  
入会年月日 平成29年6月1日  
氏名 安藤 康仁

事務所 カメリア行政書士事務所  
北名古屋市西之保宮前24番地 ピースフルプレイス102号室  
電話番号 0568-44-1778 所属支部 西北



登録番号 第17191118号  
会員番号 第5831号  
入会年月日 平成29年6月1日  
氏名 大石 卓生

事務所 大石行政書士事務所  
名古屋市中川区昭和橋通四丁目8番2  
電話番号 052-352-1132 所属支部 名古屋



登録番号 第17191114号  
会員番号 第5827号  
入会年月日 平成29年6月1日  
氏名 加藤 雄介

事務所 AtoZ行政書士事務所  
春日井市篠木町5丁目2476番地1 カーサ・日新篠木402号  
電話番号 090-9174-0193 所属支部 尾張



登録番号 第17191119号  
会員番号 第5832号  
入会年月日 平成29年6月1日  
氏名 三浦 知美

事務所 行政書士オフィスとも  
岡崎市上地1丁目48番地31  
電話番号 0564-54-7543 所属支部 岡崎



登録番号 第17191115号  
会員番号 第5828号  
入会年月日 平成29年6月1日  
氏名 鈴木 義崇

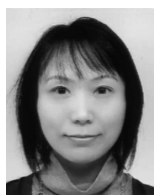
事務所 Oplysning行政書士事務所  
安城市里町4丁目8番地1  
電話番号 0566-93-4985 所属支部 碧海



登録番号 第17191120号  
会員番号 第5833号  
入会年月日 平成29年6月1日  
氏名 石田 元秀

事務所 行政書士元法務事務所  
一宮市野口二丁目7番13号  
電話番号 0586-43-5889 所属支部 一宮





登録番号 第17191121号  
 会員番号 第5834号  
 入会年月日 平成29年6月1日  
 氏名 門田 千穂

事務所 千の穂行政書士事務所  
 名古屋市守山区小幡一丁目18番28号(ヴァラジュリア1-B号)  
 電話番号 090-1784-0186 所属支部 東名



登録番号 第17191333号  
 会員番号 第5840号  
 入会年月日 平成29年7月1日  
 氏名 和田 祐一

事務所 行政書士和田祐一事務所  
 豊橋市平川本町一丁目5番地の19  
 電話番号 0532-62-9131 所属支部 東三



登録番号 第17191122号  
 会員番号 第5835号  
 入会年月日 平成29年6月1日  
 氏名 金子 喜紀

事務所 行政書士金子喜紀事務所  
 豊橋市北山町54番地3  
 電話番号 0532-39-8931 所属支部 東三



登録番号 第17191334号  
 会員番号 第5841号  
 入会年月日 平成29年7月1日  
 氏名 大石 法良

事務所 行政書士おおいし法務事務所  
 豊川市諏訪3丁目110番地  
 電話番号 0533-95-2002 所属支部 東三



登録番号 第17191123号  
 会員番号 第5836号  
 入会年月日 平成29年6月1日  
 氏名 徳田 章吾

事務所 行政書士徳田章吾事務所  
 名古屋市中区大須二丁目17番15号  
 電話番号 052-212-8925 所属支部 中央



登録番号 第17191335号  
 会員番号 第5842号  
 入会年月日 平成29年7月1日  
 氏名 鈴木 延枝

事務所 鈴木行政書士事務所  
 新城市字西入船117番地2  
 電話番号 0536-22-2955 所属支部 新城



登録番号 第17191331号  
 会員番号 第5838号  
 入会年月日 平成29年7月1日  
 氏名 天野 浩史

事務所 行政書士天野浩史事務所  
 岡崎市大和町字鳥ヶ城3番地  
 電話番号 0564-31-4040 所属支部 岡崎



登録番号 第17191336号  
 会員番号 第5843号  
 入会年月日 平成29年7月1日  
 氏名 林 大樹

事務所 行政書士はやし法務事務所  
 名古屋市瑞穂区北原町1丁目1 ラヴィクレールII208号  
 電話番号 052-848-9910 所属支部 名南



登録番号 第17191332号  
 会員番号 第5839号  
 入会年月日 平成29年7月1日  
 氏名 水野 祐志

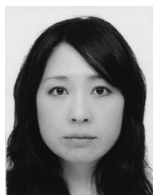
事務所 水野祐志行政書士事務所  
 名古屋市中区丸の内二丁目2番5号 丸の内ビビオフィスライズ9階B  
 電話番号 052-212-8965 所属支部 中央



登録番号 第17191337号  
 会員番号 第5844号  
 入会年月日 平成29年7月1日  
 氏名 原田 泰輔

事務所 蓬萊行政書士事務所  
 名古屋市中川区尾頭橋一丁目3番8号 一光ハイツ尾頭橋504  
 電話番号 090-3300-2778 所属支部 名古屋

## 会員の動向



登録番号 第17191338号  
会員番号 第5845号  
入会年月日 平成29年7月1日  
氏名 武田 真由美

事務所 行政書士法人アベニール 名古屋事務所  
名古屋市中区千代田二丁目24番16号 伊勢通ビル3階  
電話番号 052-251-3517 所属支部 中央



登録番号 第17191341号  
会員番号 第5848号  
入会年月日 平成29年7月1日  
氏名 鈴木 佳美

事務所 東名行政書士法人  
名古屋市中区錦三丁目23番31号 栄町ビル4階  
電話番号 052-955-1417 所属支部 中央



登録番号 第17191339号  
会員番号 第5846号  
入会年月日 平成29年7月1日  
氏名 藍原 雅裕

事務所 藍原行政書士事務所  
岡崎市美合町字生田272番地3  
電話番号 0564-51-1764 所属支部 岡崎



登録番号 第17191342号  
会員番号 第5849号  
入会年月日 平成29年7月1日  
氏名 長谷川 智志

事務所 愛知行政書士事務所  
名古屋市天白区野並四丁目253番地  
電話番号 080-6548-4082 所属支部 昭和



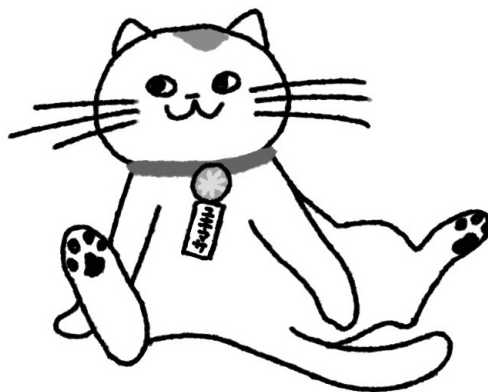
登録番号 第17191340号  
会員番号 第5847号  
入会年月日 平成29年7月1日  
氏名 間瀬 政名

事務所 ませ行政書士事務所  
名古屋市中区島田黒石1205番地  
電話番号 052-806-9476 所属支部 昭和



登録番号 第17191343号  
会員番号 第5850号  
入会年月日 平成29年7月1日  
氏名 伊藤 寛晃

事務所 行政書士晃桜事務所  
尾張旭市北原山町鳴湫1726番地1 パークシティ三郷老番館804  
電話番号 0561-52-4770 所属支部 東名



## 事務所の変更案内

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
中央	竹田 勲				事務所名称
	行政書士竹田事務所				
中央	間瀬 英智	名古屋市東区筒井3丁目26番10号3C	461-0003		事務所所在地
中央	山本 貴昭	名古屋市中区錦一丁目2番12号 チサンマンション錦第2 503号	460-0003	050-3390-0680	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	行政書士やまもと法務事務所				
中央	松原 基嗣	名古屋市中区丸の内一丁目14番24号 ライオンズビル第2丸の内803	460-0002	052-684-6991	事務所所在地、 事務所電話番号
中央	加藤 健司	名古屋市中区錦二丁目13番30号 名古屋伏見ビル9階	460-0003	052-228-9412	事務所所在地、 事務所電話番号
西北	東 優				単体会変更(東京会へ)
西北	丹羽 こずえ	名古屋市北区柳原二丁目18番6号	462-0845	052-917-6820	事務所所在地、 事務所電話番号
西北	川本 弘基				単体会変更(大阪会へ)
西北	坂口 裕祐				単体会変更(岐阜会へ)
西北	安藤 康仁	北名古屋市西之保宮前24番地 ピースフルプレイス102号室	481-0033	0568-44-1778	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	カメラ行政書士事務所				
名古屋	福田 隆彦			090-8180-8886	事務所名称、 事務所電話番号
	名古屋中村ふれあい特定行政書士福田事務所				
名古屋	原田 裕				属性
昭和	竹田 幸男	名古屋市天白区原五丁目1401番地 はらたビル3階	468-0015		事務所名称、 事務所所在地
	竹田行政書士事務所				
昭和	川本 俊憲	名古屋市天白区保呂町1816番地 (アリエッタ201)	468-0041	090-3480-6604	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	行政書士かわもと事務所				
昭和	小島 一郎	名古屋市昭和区鶴舞三丁目12番2号	466-0064	052-715-6832	事務所所在地、 事務所電話番号

## 会員の動向

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
名南	中澤 政直	名古屋市瑞穂区薩摩町2丁目38番地	467-0812	052-853-0722	事務所所在地、 事務所電話番号
名南	丸田 尊峰	名古屋市瑞穂区彌富通5丁目6番地の8	467-0064	052-217-8362	事務所所在地、 事務所電話番号
名南	三好 敦士			052-811-4084	属性、 事務所名称
	行政書士法人合同経営 名古屋オフィス				
東名	小野 勇	尾張旭市三郷町陶栄6番地2	488-0016	0561-54-8801	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	小野行政書士事務所				
東名	岩瀬 則子	名古屋市守山区大字上志段味字東谷 2109番地の118	463-0001	052-715-5322	事務所所在地、 事務所電話番号
東名	梅村 守	名古屋市守山区白沢町112番地	463-0092		事務所所在地
尾張	前田 望	春日井市中新町2丁目16番地7	486-0956	0568-37-3426	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	行政書士前田 望事務所				
尾張	西脇 義郎	春日井市中新町2丁目16番地7	486-0956	0568-37-3426	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	行政書士西脇義郎事務所				
尾張	山本 知果	春日井市岩野町2丁目3番地19	486-0805	0568-29-5058	単位会変更(京都会より)
	行政書士やまもと事務所				
一宮	石田 元秀			0586-43-5889	事務所電話番号
知多	畠 伸子			0569-58-2881	事務所電話番号
岡崎	鈴木 康弘	岡崎市森越町字三円75 グリーンハイツ三円101	444-0901		事務所所在地
豊田	小嶋 浩介	豊田市小坂本町四丁目5番地16	471-0034	0565-85-8022	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	行政書士小嶋事務所				
西尾	朝岡 洋平			0563-65-3101	事務所電話番号

## 退会者のお知らせ

支部	氏名	退会日
海部	長谷知美	平成29年5月31日
海部	鬼頭麻耶佳	平成29年5月31日
中央	堀井和秀	平成29年5月31日
東名	大嶋三喜	平成29年5月31日
尾張	杉本誠	平成29年6月21日
岡崎	中根猛	平成29年7月1日
昭和	益田浩志	平成29年7月3日
東三	蔭山三好	平成29年7月11日
中央	日比泰徳	平成29年7月18日

## 新規法人登録入会の紹介

法人番号	第1400301号
従たる事務所の法人番号	第1400302号
会員番号	第H42号
入会年月日	平成29年4月24日
法人の名称	行政書士法人合同経営
主たる事務所の名称	行政書士法人合同経営
従たる事務所の名称	行政書士法人合同経営 名古屋オフィス
従たる事務所	名古屋市中区平子一丁目1番6号
従たる事務所電話番号	052-811-4084
所属支部	名南

## 法人会員の変更案内

法人番号	第1300902号
会員番号	第H23号
法人の名称	行政書士法人優総合事務所
主たる事務所の名称	行政書士法人優総合事務所
従たる事務所の名称	行政書士法人優総合事務所 名古屋オフィス
変更事由	事務所名称変更
所属支部	西北

法人番号	第1202605号
会員番号	第H28号
法人の名称	OAG行政書士法人
主たる事務所の名称	OAG行政書士法人
従たる事務所の名称	OAG行政書士法人 名古屋
従たる事務所	名古屋市中区錦二丁目13番30号 名古屋伏見ビル9階
従たる事務所電話番号	052-414-5260
変更事由	事務所所在地変更
所属支部	中央

## ご逝去会員のお知らせ

名南支部 寺尾省介 会員 平成29年6月26日ご逝去 (享年69歳)

ご逝去を悼み謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

愛知県行政書士会  
会長 前田 望

# 愛知県で成年後見活動に取り組む会員をつなぐ会報誌

# コスモスCosmos\*

2017年9月号

一般社団法人  
コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部

通信

## 平成29年度定時総会開催予定

日 時 平成29年9月15日(金) 午後3時開催予定  
場 所 愛知県行政書士会館 3階ABC会議室

\*詳細は議案書等でご確認下さい。\*

## 成年後見等無料相談会開催予定

日 時 平成29年10月5日(木) 午後1時30分～3時30分(予定)  
場 所 江南市役所西分庁舎(予定)  
内 容 無料相談会  
対 象 者 一般の方々

日 時 平成29年10月15日(日) 午前11時～午後3時(予定)  
場 所 名古屋市立栄小学校(中区・安心・安全なまちづくり大会特設ブース)  
内 容 無料相談会  
対 象 者 一般の方々

## 成年後見等セミナー・無料相談会開催報告

日	時	平成29年7月6日(木)	午後1時30分～3時30分
場	所	江南市役所西分庁舎	
内	容	無料相談会	
相	談	員	松久 久雄会員 石川 るみ子会員
相	談	数	5件

日	時	平成29年7月13日(木)	午後1時～3時(予定)
場	所	扶桑町老人憩いの家	
内	容	無料相談会	
相	談	員	有我 昌久会員 犬塚 智子会員
相	談	数	1件

日	時	平成29年7月20日(木)	午後1時～4時
場	所	小牧市総合福祉施設ふれあいセンター	
公開セミナー		午後1時～2時30分	
講	師	吉川副支部長	
参	加	者	6人
無料相談会		午後2時50分～4時	
相	談	員	丹羽 友道会員
相	談	数	0件

日	時	平成29年7月26日(水)	午後2時～3時
内	容	成年後見セミナー	
場	所	名古屋銀行ハートフルプラザ(大名古屋ビルヂング16階)	
講	師	増田支部長	
参	加	者	33人

## コスモス業務相談会

成年後見業務に係る業務相談会を下記のとおり行います。業務相談を希望する会員の方は、コスモスあいち事務局まで電話にて申込み願います。

開催日	場所	申込期限
平成29年9月13日(水)	愛知県行政書士会館会議室	平成29年9月6日(水)
平成29年10月11日(水)	愛知県行政書士会館会議室	平成29年10月4日(水)

時 間 午後1時から午後4時まで

申込先 コスモスあいち事務局 TEL 052-908-3022

## 業務報告書について

コスモスあいち業務管理部

業務報告書は平成28年12月に（一部）改訂されました。

今後は最新様式を利用して下さい。

コスモス会員ホームページ(<http://cosmos-sc.smartcore.jp/>)よりファイルのダウンロードが出来ます。

後見業務を受任している会員は、下記提出期間に必ずコスモスあいち事務局まで提出願います。

後見事務経過記録には、必ず認め印を押印して下さい。

後見事務経過記録・現金出納帳・通帳の写しは報告対象期間である3ヶ月分です。

提出期間は以下の通りです。

### 記

1月提出分は（10月1日～12月31日についての報告）

4月提出分は（1月1日～3月31日についての報告）

7月提出分は（4月1日～6月30日についての報告）

10月提出分は（7月1日～9月30日についての報告）

必ず最新の業務報告書をHPからダウンロードの上ご使用下さい。

以上



## あ と が き

今号より会報委員会の一員として、会報の編集に携わる事となりました。会報のこれまでの内容を継承しつつ、新たな企画についても意欲的に取り組んでいきたいと思っています。少しでも有益な情報を掲載するためにどうすればいいか、広報部員、会報委員の皆さんとアイデアを練っているところです。

今号からの取り組みとして、今後開催の各支部の研修案内を掲載することができるようになりました。会報の原稿締切が早いので全ての情報が掲載されるというわけではありませんが、一件でも掲載していく事で研修会参加の機会、他支部との交流の機会が生まれれば、それも会報が提供できる価値の一つであると考えています。ぜひ今後の会報の内容にもご注目いただけたらと思います。

広報部部長 川村 浩史

## 《今月の表紙》 南知多豊浜「鯛まつり」

南知多豊浜の奇祭『鯛まつり』は、明治18年頃、当時、地元で御輿がないことを寂しく思った船大工森左兵衛氏がハツカネズミの御輿を作ったことから、始まったといわれています。象や牛、伊勢海老などの形を経て、現在の「めでたい」鯛の形になりました。制作には地元の竹切りから始まり、枠組み、布貼り、そして色の塗り付けとゆうに3カ月はかかるそうです。

こうして作られた鯛の御輿がそろって海を泳ぐ姿は爽快であり、豊漁と海の安全、それに子孫繁栄を願う人々の心意気に目を奪われます。鯛の御輿は、祭りの最終日、須佐地区、中洲地区ともに、それぞれその役目を終えます。毎年、七月になると人々の手により蘇る豪快な鯛の御輿。機会があれば、ぜひお出かけください。すごいですよ。

写真提供：堀江 和正会員（知多支部）

### 支部だより 7月号訂正

7月号掲載予定の「平成29年度一宮支部定時総会開催」について、掲載もれがありましたので、本号に掲載しました。

おわびして訂正いたします。

### 会報284号 担当

広 報 部	担当副会長	仙石 秀久
	部 長	川村 浩史
	次 長	水野 悠
	部 員	山本 篤
	部 員	戸加里邦子
会報委員会	委 員 長	長峰 均
	副 委 員 長	鈴木 直美
	〃	戸加里邦子
	本号担当委員 (表紙)	鈴木 直美
	(会員訪問記)	矢澤あや子

### 会報284号 平成29年9月1日発行

発行人 前田 望  
編集人 川村 浩史

発行所 愛知県行政書士会

〒461-0004

名古屋市東区葵一丁目15番30号

TEL 〈052〉 931-4068 (代)

FAX 〈052〉 932-3647

E-mail info@aichi-gyosei.or.jp

http://www.aichi-gyosei.or.jp

印刷所 日大印刷株式会社

# 行政書士による電話無料相談会

行政書士法における業務範囲内でのご相談をお受けいたします

**開設日** 平成29年**10月1日(日)**

**時間** 午前10時から午後4時まで

**内容** 相続(遺産分割協議書作成)・遺言／各種契約書・合意書／定款作成  
 法人設立／建設業・風俗営業許可／土地開発許可／戸籍関係／帰化・入管関係  
 不動産関係／自動車登録／著作権等  
 ※当日は電話相談のみ受け付けます。面接相談を希望の方は、その旨お伝えください。  
 (常設無料相談会は毎月第2火曜日)

**相談専用電話番号 Tel.052-908-7255**

## 行政書士ADRセンター愛知

### 自転車事故に関する紛争※

- ・自転車と自転車の衝突
- ・自転車と歩行者との衝突
- ・自転車が引き起こした物損事故
- ※自転車以外の車両との衝突事故は除きます。



※の紛争については、申込の際の要求額が60万円を超えないものが対象になります。

### 居住用賃貸建物に関する敷金返還または原状回復に関する紛争

- ・敷金精算に関する紛争
- ・賃貸建物の原状回復費用の負担割合に関する紛争



### 愛護動物(ペットその他の動物)に関する紛争※

- ・ペットによる噛みつき、引っかき事故
- ・ペットが受けた噛みつき等の損害事故
- ・血統書付きのペットの売買に関する紛争
- ・ペットの鳴き声をめぐる紛争
- ・猫へのエサやりに関する紛争



### 外国人の職場環境・教育環境に関する紛争

- ・外国人に対する職場ハラスメント
- ・外国人の職場での待遇についての不満
- ・外国人の就学者に対するいじめ
- ・外国人就学者から学校へのクレーム
- ※職場・学校における外国人に対する宗教、環境その他文化的価値の違いに起因する紛争



### 行政書士ADRセンター愛知の紹介

- 運営主体: 愛知県行政書士会(所管)行政書士ADRセンター愛知運営委員会
  - 実施主体: 運営委員会が選任した手続実施者
  - 実施場所: 名古屋市東区葵一丁目15番30号 愛知県行政書士会館
  - 実施日: 毎月第1、第3火曜日、午前10時から午後4時まで(祝日・休日・年末・年始は休み)
- 当センターは、法務大臣より認証を受けた紛争解決事業者です。(認証番号No.62)
  - 当センターの利用に当たっては、事前に重要事項の説明を受けていただきます。
  - 当センターをご利用になるには、申込書や所定の資料を提出していただきます。

**ADR専用 Tel.052-908-3021**



●地下鉄東山線「新栄町」駅2番出口より徒歩5分

日本行政書士会連合会  
公式キャラクター

# ユキマサくん



一目一票  
よろしく  
お願いします!

ゆるキャラグランプリ  
2017  
エントリー中!



投票  
期間

**8/1(火)~11/10(金)**